

いいたて までのいな復興計画

(第4版) (案)

—までのいの村に陽はまた昇る—

平成26年3月10日

飯舘村

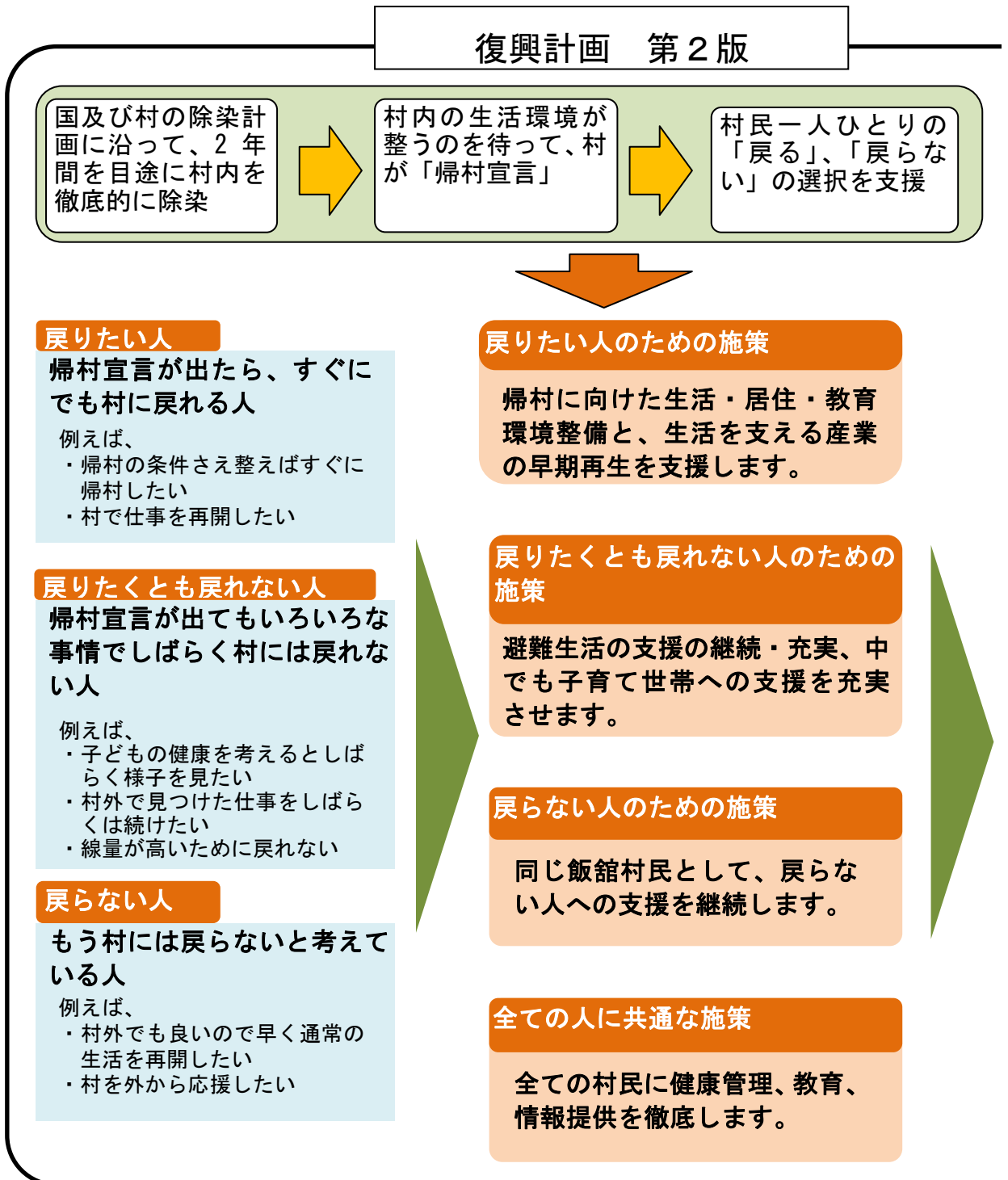
【目次】

第1部 本編	1
いいたてまでいな復興計画第4版の概要	2
1. はじめに	4
(1) 第3版以降の状況変化	4
(2) 村民の帰村意向	4
(3) 帰村可能となる時期の見通し	6
(4) 復興に向けた道筋の考え方	6
(5) 第3版公表後の村の取組み	8
2. 第4版の6つの重点事項	9
重点1 復興拠点エリアの計画策定	10
(1) これまでの検討経緯	10
(2) 新たな拠点エリアの整備方針	11
(3) 拠点エリアの整備イメージ	13
(4) 個別施設の整備計画	15
(5) 整備に向けた具体的な取組み	19
重点2 復興会社（仮称）の設立検討	21
(1) これまでの検討経緯	21
(2) 復興会社（仮称）設立の基本方針	22
重点3 村内復興住宅の整備計画策定	24
(1) これまでの検討経緯	24
(2) 検討結果の概要	24
重点4 村民一人ひとりに対する支援の拡大	27
(1) これまでの取組み	27
(2) 村民一人ひとりに対する支援策	28
重点5 営農再開方針の検討と国に対する要望事項	36
(1) これまでの検討経緯	36
(2) 農地・農業の再生方針	37
(3) 農地維持、営農再開に関する国への要望事項	39
重点6 行政区計画策定	43
(1) これまでの検討経緯	43
(2) 検討結果の概要	44
(3) 各行政区の地域計画	46
3. スケジュールと課題	48
(1) 復興のスケジュール	48
(2) 今後の課題	49
第2部 行政区計画編	51

第 1 部 本編

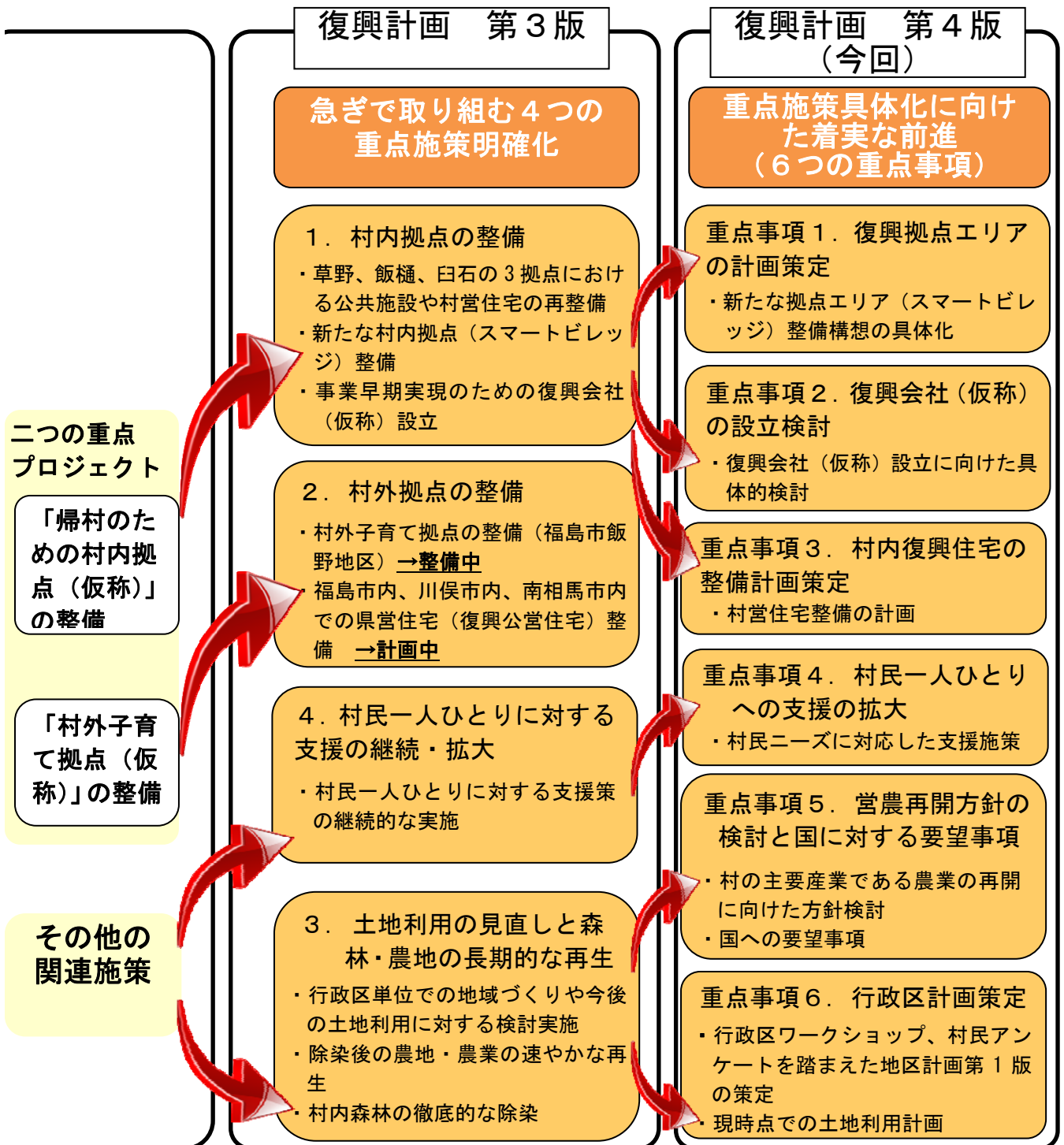
いいたて までいな復興

いいたて までいな復興計画第4版は、昨年6月に出された復興計画第3版検討に加え、新たに行政区を基盤とした地域の復興についての検討を進めま



計画第4版の概要

をさらに進めるために策定しました。第3版の重点施策の具体的な推進方法のした。



1. はじめに

村では、これまで、いいたて までいな復興計画第 1～3 版を策定し、“戻る人”、“戻らない人”、“戻れない人” それぞれに寄り添うべく復興を進めてきました。

昨年 7 月の復興計画第 3 版では、①村内拠点整備、②村外拠点整備、③土地利用の見直しと、④村民一人ひとりに対する支援の整備・拡充という 4 つの重点施策を打ち出しました。今回の第 4 版は、これらの重点施策について、その後の状況変化も踏まえつつ、村民や村内企業が参加し進めていくための具体的な方法について、6 つの重点事項としてとりまとめました。

(1) 第 3 版以降の状況変化

震災発生からもうすぐ 3 年になります。大変残念ながら、村内の除染の進捗は従来の予定よりも遅々としたものとなっています。

昨年国より伝えられた除染のスケジュール見直しによれば、先行着手していた 5 行政区については平成 25 年度中の除染終了を目指す方針としますが、残る行政区については、農地を除く生活圏の除染が平成 26 年度中、農地についてはそれから 2 年程度の期間が要するとされています。

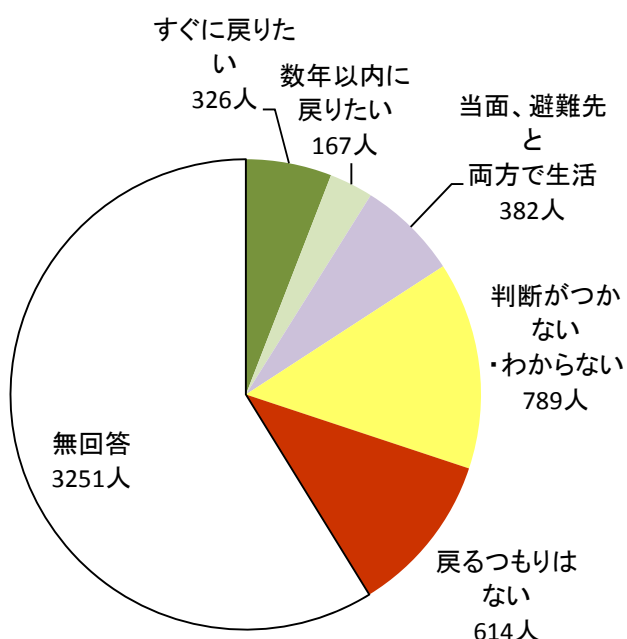
農地についての賠償等についても交渉が始まりましたが、依然不確定な要素が多い状況となっています。避難生活の長期化の中、村民の皆様の疲労も高まっていると思いますが、この第 4 版で、少しでも将来の見通しが描けるようにしていきたいと思えます。

(2) 村民の帰村意向

昨年度夏に、未成年以外の全村民を対象としたアンケートが実施されました。村民の帰還意向については、一昨年冬の世帯主に対するアンケートと同様、「戻りたいと考えている」、「戻りたいと考えているが判断がつかない」、「わからない」、「戻らないと決めている」

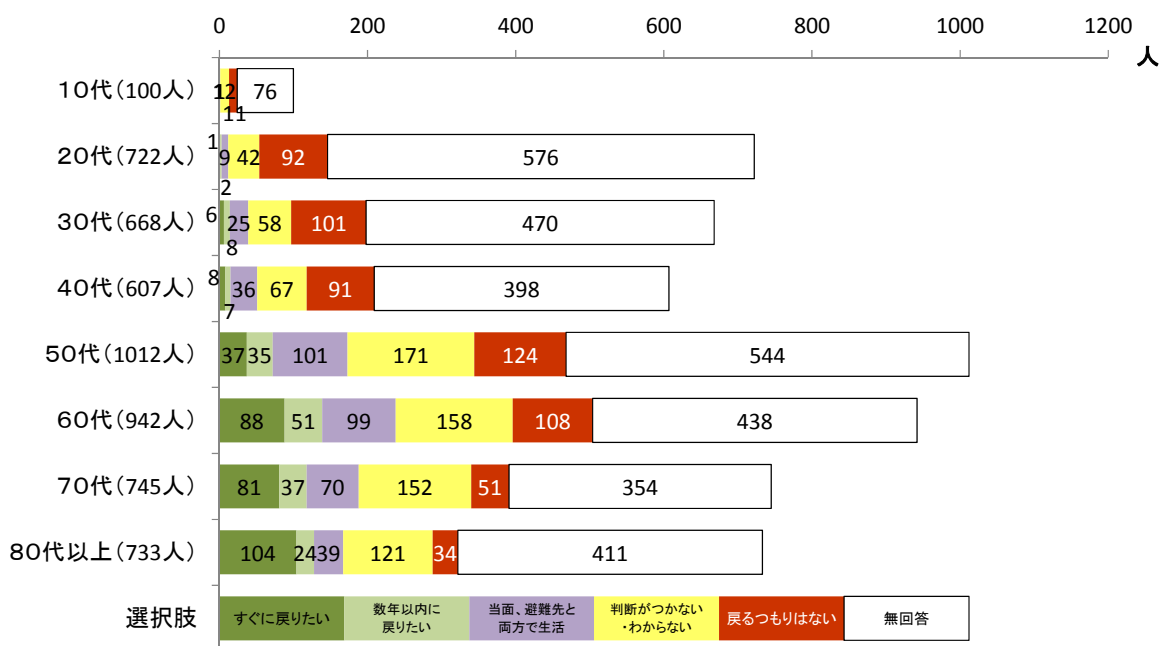
が拮抗した結果となっていますが、除染の遅れの影響もあり、判断がつかない、わからないとする回答が依然多くなっています。また、すぐに戻りたい、数年内に戻りたいとする回答は高齢者が多く、避難区域が解除された場合も従来通りの地域の運営にはかなり難しい状況が予想されます。

帰村に対する意向(全体)



平成 25 年 8 月に実施した村民アンケート結果
18 歳以上の全村民 5,529 名に配布、回答数 2,359 名(回収率 43%)

帰村に対する意向(年代別)



(3) 帰村可能となる時期の見通し

国による除染が当初スケジュールより相当遅延する中、“戻りたい”村民の帰村が可能となる時期の見通しについては、今後の除染状況によりますが、村では以下のように考えています。

- ・ 帰還困難区域の長泥行政区を除く 19 行政区については、平成 28 年 3 月を避難指示解除の当面の目標時期とし、今後生活区域の除染による線量低下を確認し、議会・住民と協議したうえで、平成 26 年秋の時点で避難指示解除の見込み時期を示す。
- ・ 長泥行政区についてはできるだけ早期に除染着手後、安全が確認され次第解除の見込みを示す。
- ・ なお、村内での学校施設再開時期については今後慎重に判断

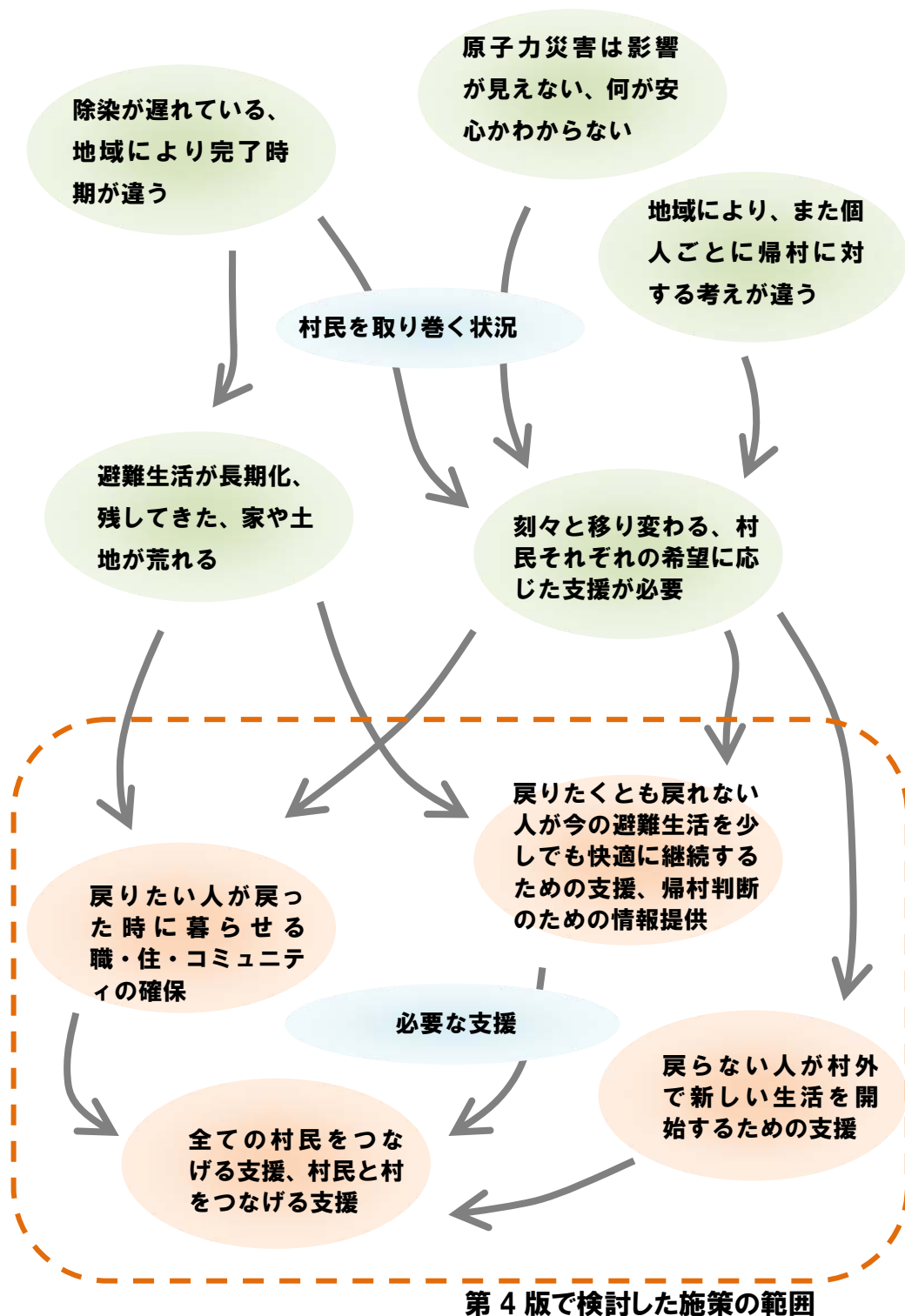
併せて、現在の仮設住宅については避難区域解除まで継続的に使用可能となるよう、引き続き国に働きかけます。

(4) 復興に向けた道筋の考え方

村は今後も、これまでの復興計画での「村民一人ひとりの復興」、「戻りたい人」、「戻たくとも戻れない人」、「戻らない人」それぞれに対する支援の方針に基づき、今後の復興を進めていきます。

戻りたい人のために、村内の除染の完了した地域から職・住・コミュニティの確保の準備を進めつつ、迷っている人のためには帰村の判断のための情報を提供していきます。村には戻らないと決めている人に対しては今後の生活の支援を進めつつ、それぞれの立場の村民全てをつないでいく支援をしていきます。

移り変わる状況の中、村民それぞれの、その時の状況に応じた支援が必要

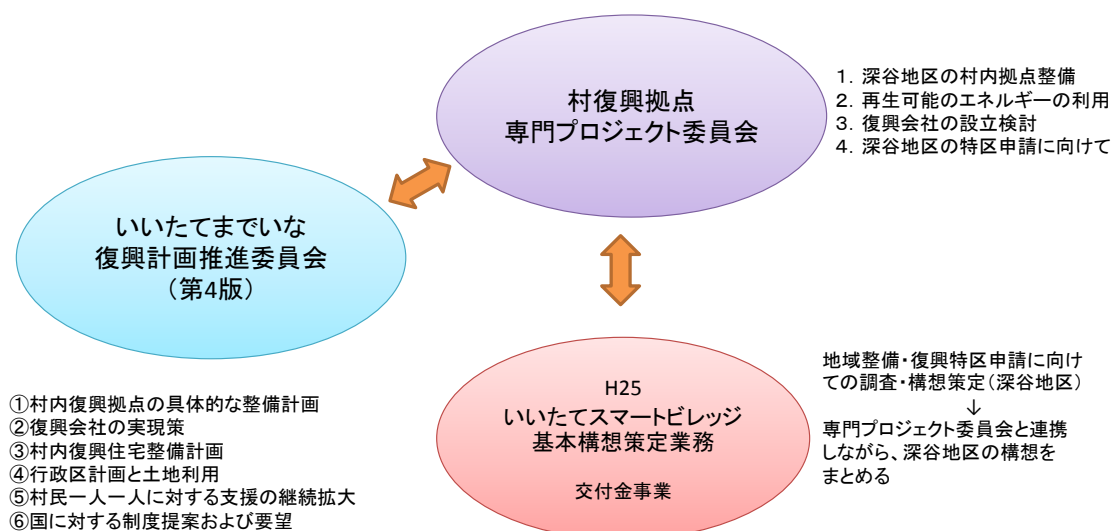


(5) 第3版公表後の村の取組み

○村内拠点エリアの計画策定

第3版では再生可能エネルギーを利用した新たな村づくり検討のため、新までいな村構想推進準備委員会を設立しました。第4版では村内拠点エリア整備をさらに具体的に進めるため、新たに「専門プロジェクト委員会」を発足しました。

専門プロジェクト委員会では、深谷地区を中心に整備を予定している新たな拠点エリアについて、施設の内容や事業性、地域全体としての整備計画を検討しました。



○行政区ごとの地域計画策定

第3版までの復興計画は、事態の緊急性などから計画策定の中心はあくまで、村とまでいな復興計画推進委員会でしたが、ようやく第4版から、多くの村民の方々が直接参加する、地域の計画策定を開始しました。

第4版策定の過程では、3回にわたり20行政区の代表の方に集まっていた行政区域ワークショップに加え、各行政区でも個別に、より多くの方が参加した個別ワークショップ等を開催していただきました。また、村が実施した村民アンケートでお寄せいただいた意見も反映しました。

2. 第4版の6つの重点事項

第3版の4つの重点施策の具体化のため、第4版では以下の6つの重点事項の検討を行いました。

重点施策推進のための6つの重点事項

①復興拠点エリアの計画策定

深谷地区に整備する新たな村内拠点エリアについて、開発コンセプト、施設概要、エリア配置を検討しました。

②復興会社（仮称）の設立検討

新たな拠点エリアでの再生可能エネルギー事業などの推進主体である復興会社（仮称）の設立について検討しました。

③村内復興住宅の整備計画策定

村営住宅に関するアンケート結果等に基づき、村内での住宅の整備について計画を検討しました。

④村民一人ひとりに対する支援の拡大

避難の長期化や、戻る人、戻らない人、戻りたくとも戻れない人それぞれの事情を踏まえて、現時点で考えられる支援の拡充について検討しました。

⑤営農再開方針の検討と国に対する要望事項

行政区ワークショップで各行政区の土地利用状況についてご確認を頂きました。また、ワークショップでのご意見を踏まえて、農政、農業委員会等で営農再開についての方針を検討しました。関連する国への要望事項も取りまとめました。

⑥行政区計画策定

行政区の方々にワークショップなどの形で集まっていただき、行政区の抱える課題、今度の対応策等について検討いただきました。これらをまとめて、震災後初めての行政区計画を策定しました。

重点 1 復興拠点エリアの計画策定

1. 深谷地区での新たな拠点エリア整備を、復興特区制度等も活用しながら進めていきます。
2. 草野、飯樋、臼石の従来の拠点の再整備と併せて、戻る人、戻らない人の生活復興のベースとします。
3. 新たな拠点エリアでは、新たに道の駅を構想に加えて、交流拠点としての役割を強化します。

(1) これまでの検討経緯

復興計画第3版において、新たな村内拠点エリアの創出を提案しました。

【再生可能エネルギー利用】

- ・復興計画第2版の村内拠点のイメージをもとに、森林バイオマス施設、風力エネルギー、太陽光エネルギー等を検討
- ・森林バイオマス施設検討に先立って、村内の森林の線量率・分布の調査を実施することを決定

【インフラ整備】

- ・新たな拠点において再生可能エネルギーの利用と職の提供の基盤となる、花卉栽培施設について検討

【記録の伝承】

- ・飯館村の今回の震災の記録と記憶についての収集・保持方法の検討
- ・記録資料について、村内外に発信する拠点施設としての「まてい館（仮称）」構想について検討



新たな拠点のイメージ（第3版）

第4版ではさらに専門プロジェクト委員会を設置し、新たな復興拠点の整備コンセプトや施設配置、事業化の加速についての検討を行いました。

草野、飯樋、臼石の3つの従来拠点に加え、深谷地区に整備する新たな村内拠点エリアにより、新たな飯館の地域づくりを進めていきます。

(2) 新たな拠点エリアの整備方針

第3版で提案した深谷地区の新たな復興拠点エリアについて、その後の状況も踏まえ、新たに以下のような整備コンセプトを策定しました。

深谷地区の拠点エリア候補地は、村の主要幹線である原町・川俣線に面し、水田、集落、裏山から形成される、典型的な飯館の農風景が広がるエリアです。新たな拠点エリアは、村民の新たな拠点であるとともに、飯館村再生のシンボルとして、「これからの農業・農村の在り方を示す、新たな日本の農風景」を提案していくエリアとなることを目指します。

新たな拠点エリアでは、以下を実現していきます。

【村内外の村民、村民以外との情報交流の拠点づくり】

○主要道路に面し、地形も平坦であるという深谷地区の特性を活かし、道の駅の設置などにより、交流人口の増加を図ります。

【再生可能エネルギーによる村づくり】

○エリア内にメガソーラー施設を設置し、草野地区、伊丹沢地区などの公共施設へのエネルギー供給を図ります。これにより、環境にやさしく災害に強い地域づくりを目指します。

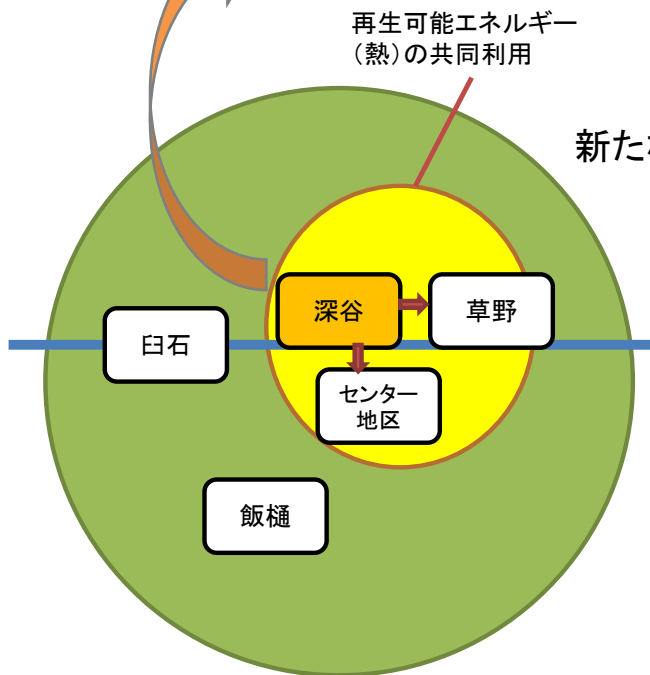
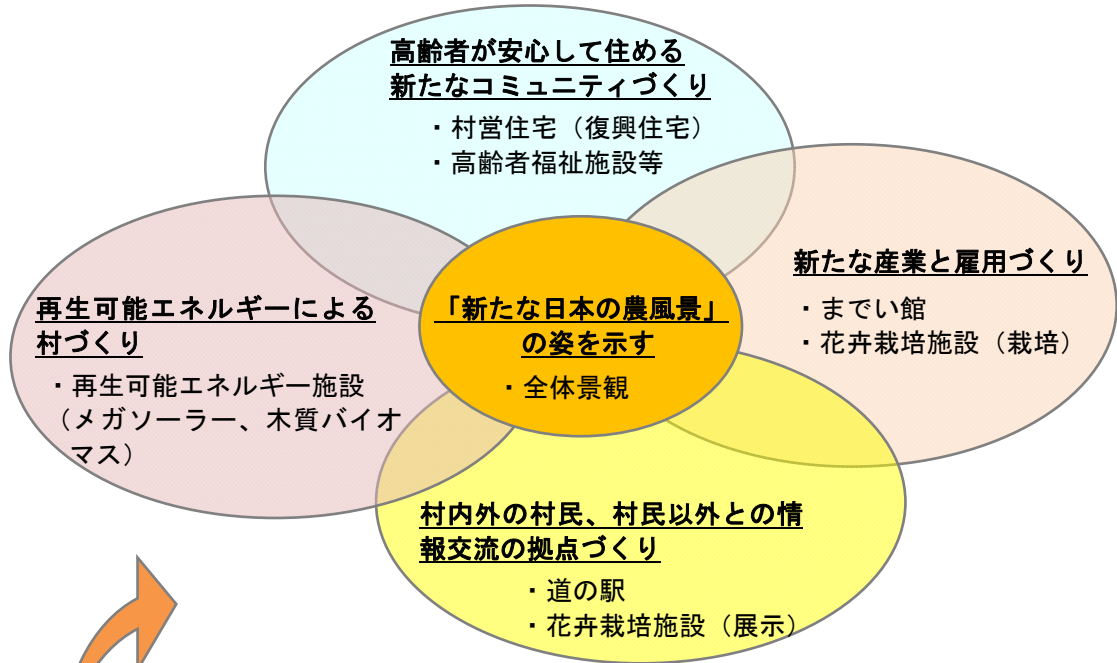
【新たな産業と雇用づくり】

○までい館、花卉栽培施設などの産業関連の施設の設置により、新たな雇用の中心となることを目指します。

【高齢者が安心して住める新たなコミュニティづくり】

○自宅が帰還困難区域などで早期帰村が困難な村民や、自宅に戻っての生活再開が厳しい高齢世帯などが安心して居住できる地域として、村営住宅などの各種施設を一体的に整備します。

新たな拠点エリアで実現すべき機能



新たな拠点エリアの広域的な役割

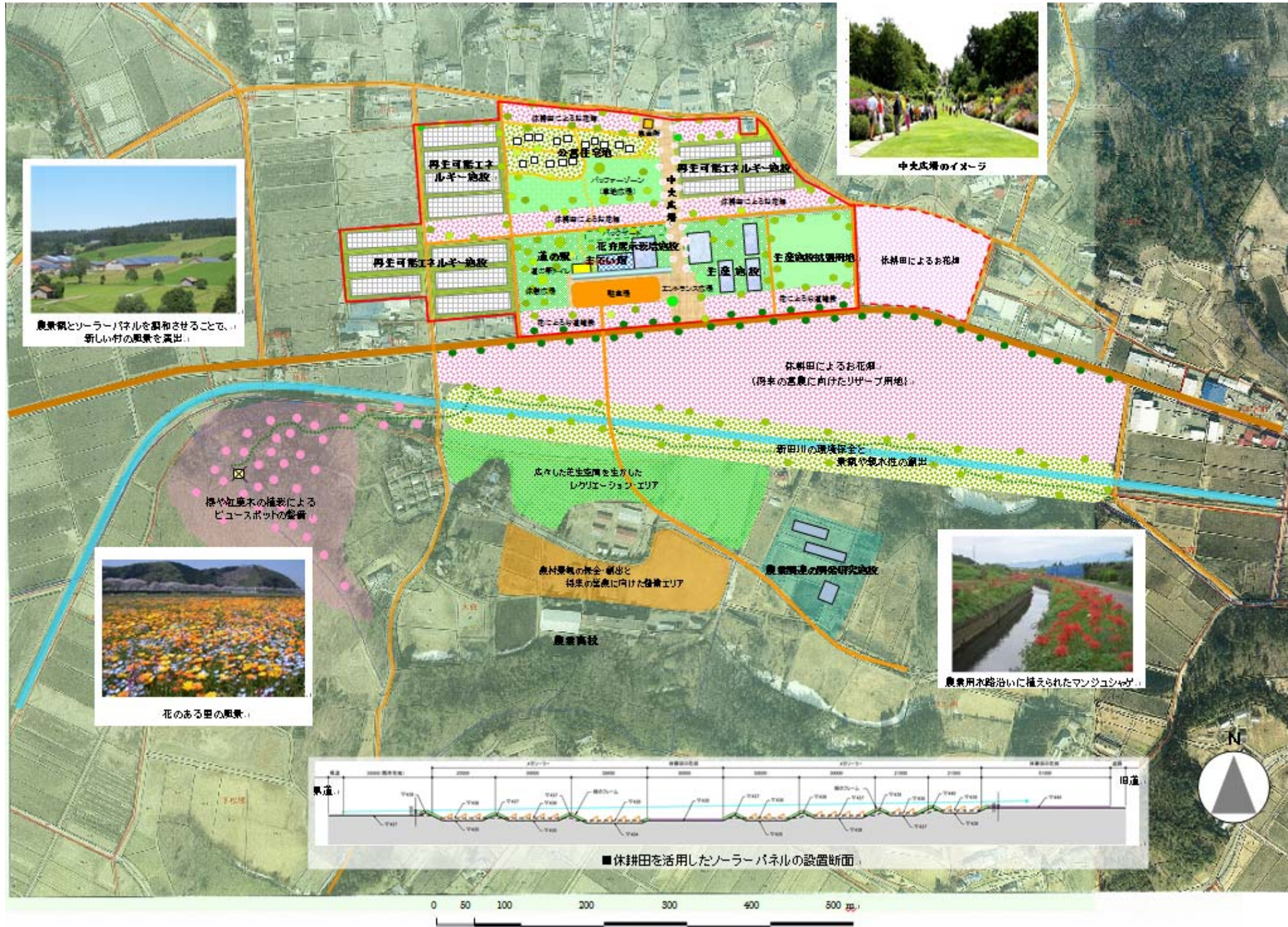
- ①新たな拠点エリアが、村内の復興のシンボルとなる。（成功モデルを今後、村内他地区へも展開）
- ②草野、飯樋、白石に続く職・住・交流の新たな拠点となる。
- ③草野、伊丹沢なども含めたエネルギー供給の基地となる。

深谷地区の新たな村内拠点が、復興のシンボルとして村内産業を牽引（太陽光、風力、花卉、交流事業等）

(3) 拠点エリアの整備イメージ

・ 深谷地区の県道原町川俣線北側約 13ha、南側約 13ha を一体的に開発します。

新たな拠点エリアの施設配置イメージ



整備予定地：

深谷地区県道原町川俣線北側約 13ha
南側約 13ha (将来構想)

施設概要 (現状案)：

- 道の駅・までい館
計画面積 約 2.2ha
- 村営住宅 (復興住宅)
計画面積 約 0.45ha、戸数 15 戸程度
- 再生可能エネルギー施設
(メガソーラー施設)
計画面積 約 4.65ha、施設容量 2MW
- 花卉栽培施設
計画面積 約 2.2ha、温室面積 2000m²
- 農業関連開発研究施設
詳細未定
- 広場、遊歩道、修景地等

着工予定時期：

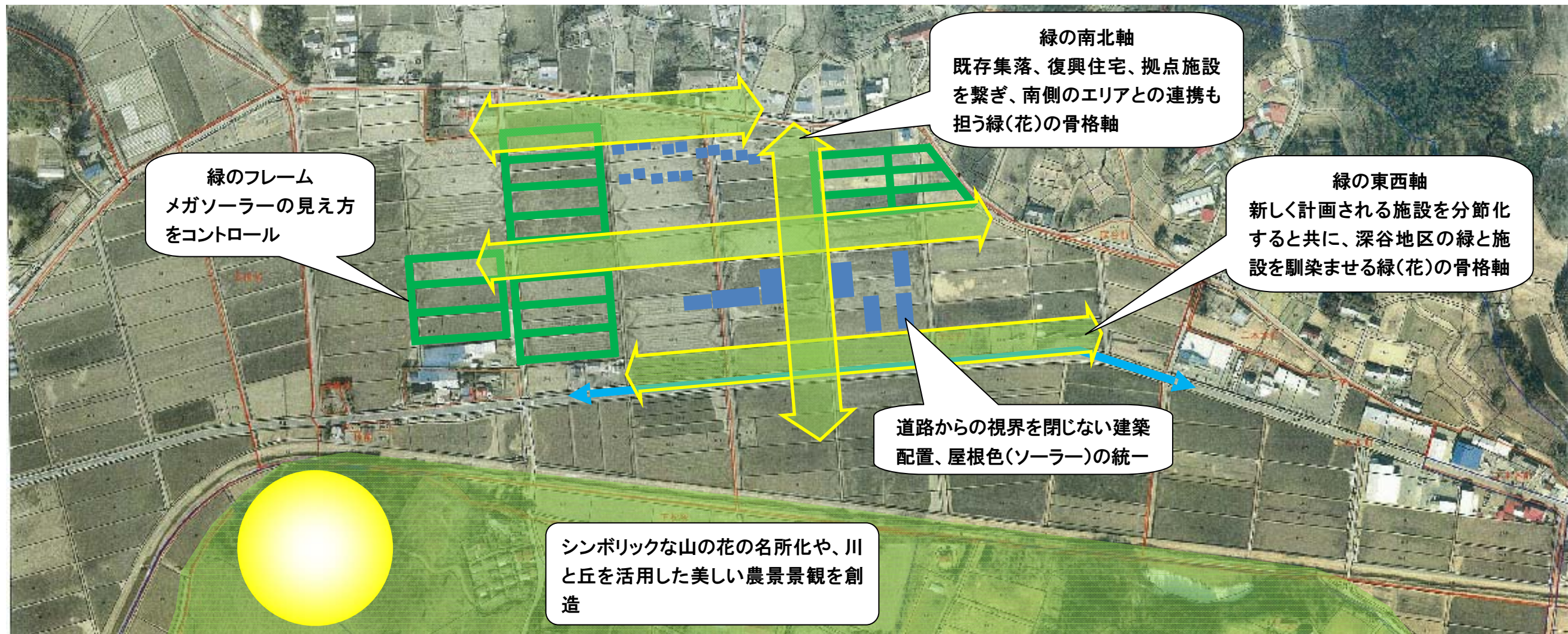
平成 26 年度中

○新たな拠点エリアのデザインコンセプト（案）

村外からの交通量も多いこの地で「美しい村飯館」の再生を目指します。県道の両側に広がる水田などの地域景観を最大限に活かしつつ、花などの自然景観とメガソーラーなどの新しい地域活力が溶け込んだ、日本の新たな農村風景の実現を図ります。

1. 緑や花をうまく配置・デザインし、ばらばらで無機的になりやすい施設群に統一感や地域景観との一体性を持たせます
2. 飯館の原風景である水田のモジュールで施設を配置します
3. 幹線道路からの開放的で広大な農景観を活かします。幹線道路の両側は花卉栽培（演出）空間とし、「花の中を走る道」等の演出を行います。

新たな拠点エリアのデザインコンセプト



(4) 個別施設の整備計画

第4版で新たに提案された施設については、以下のような整備を検討しています。

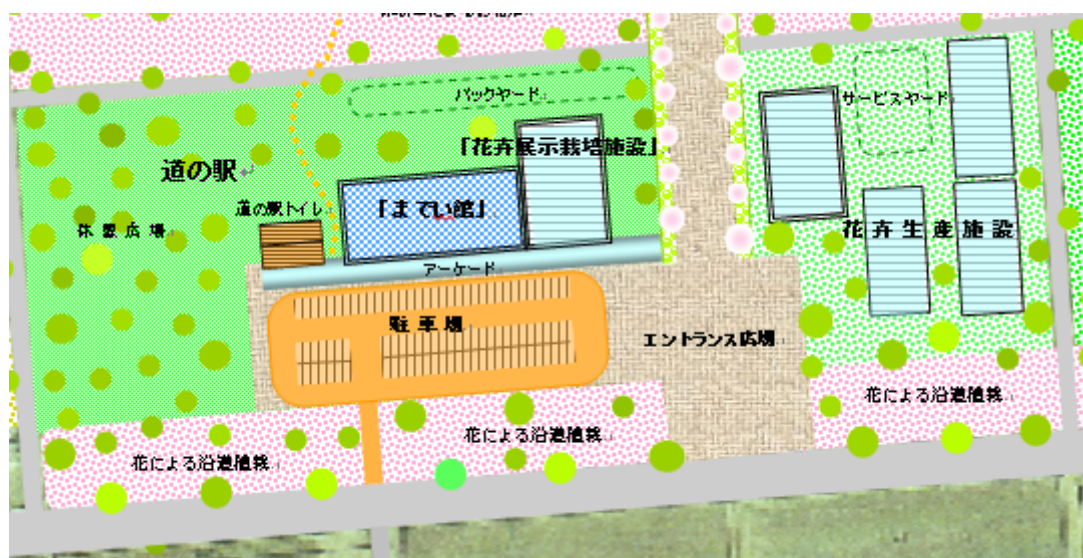
①道の駅・までい館

原町・川俣線の利用者や、一時帰村などで村に立ち寄る村民の休憩施設として道の駅を整備します。

道の駅は、第3版で提案された村内産業復興のための拠点施設であるまでい館、公開用の花卉栽培施設などと一体的に整備し、手仕事の製品や、花卉製品の販売、村外で農業を再開した飯館村民の生産品等の販売を行います。

また、村に伝わるレシピなどを用いた軽食の販売等を行い、単なる道路利用者の休憩施設ではなく、村民と村外の人との接点、飯館村の産業の起点となることを目指します。

道の駅・までい館の整備イメージ



② 村営住宅

拠点エリアの一角に、自宅に戻っても一人暮らしが難しい高齢者や復興拠点エリアで働く中・高年、若者などのために、村営住宅（復興住宅）を整備します。

村営住宅には深谷地区および周辺地区の村民が使える集会所、手仕事の農作業のできる農園などを設け、高齢者が暮らしやすい環境を作ります。

また、子供の見守りのための場所を作るなど、拠点エリア内など村内で働く中・高年、若者たちが暮らしやすい環境を作ります。

道の駅・までい館や花卉栽培施設などとも行き来しやすい賑やかな生活環境づくりとともに、外来者からはプライバシーの守られた環境を工夫して作ります。

村営住宅の整備イメージ



③メガソーラー施設

エネルギー面で自立した地域づくりのシンボルとして出力 2MW 程度のいわゆるメガソーラー施設を建設します。

拠点エリアにはこのメガソーラー施設のほか、それぞれの施設毎にも太陽光発電施設を設置して、地域としてのエネルギー自立や、災害などの非常時にも安定したエネルギー供給が図られることを目指します。また、メガソーラー施設による売電収入は、新たな復興拠点の運営など、復興のための資金源としても活用できます。

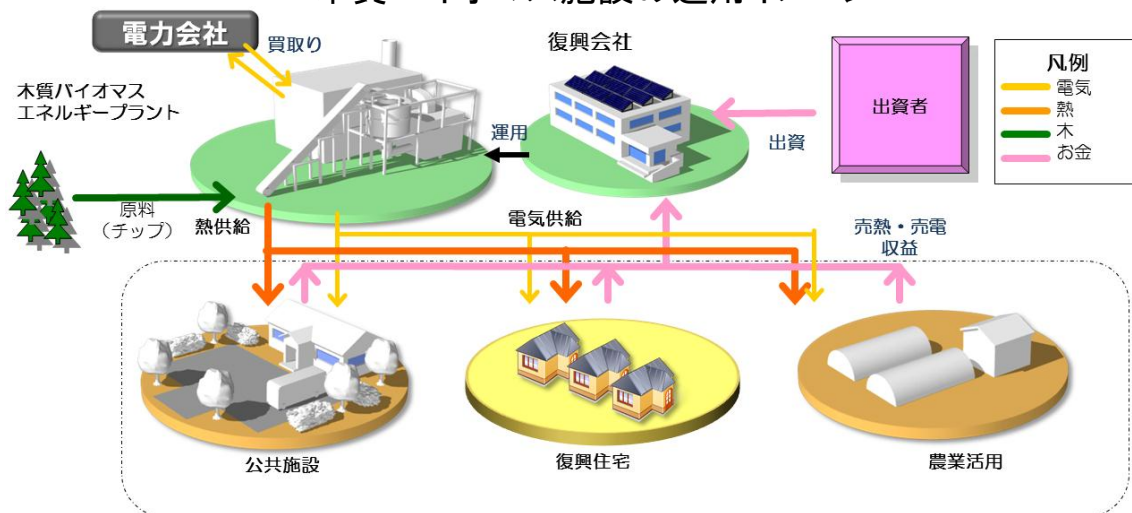
メガソーラー施設の太陽光パネルは、飯舘の景観を壊さないように、水田の区画に埋め込むように設置し、新たな農村景観の創造を図ります。一方で、エリア内の一部では嵩上げた太陽光パネルの下での農業など、新しい農業の姿の実現に取り組みます。

メガソーラー施設の整備イメージ



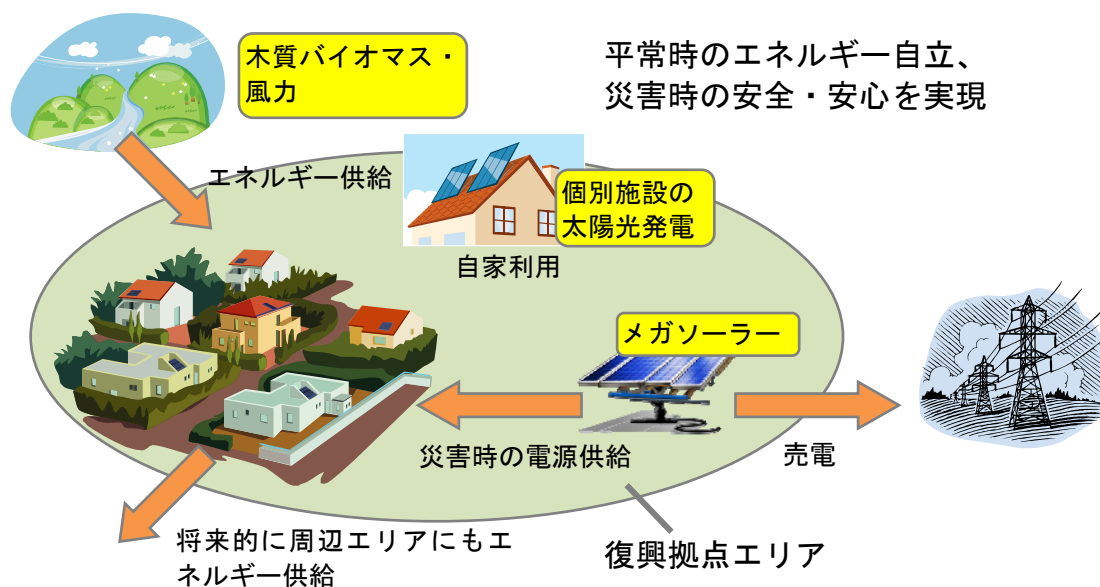
第3版で提案した木質バイオマス施設については、数年以内の実現に向けて、現在村内の森林の汚染状況調査等を進めています。

木質バイオマス施設の運用イメージ



風力発電施設やエリア内個別施設の太陽光発電などと併せて、復興拠点エリア全体としての「エネルギー自立」と、災害時にエネルギー供給が途絶えない地域づくりを目指します。

メガソーラー施設を中心としたエネルギー自立エリアのイメージ



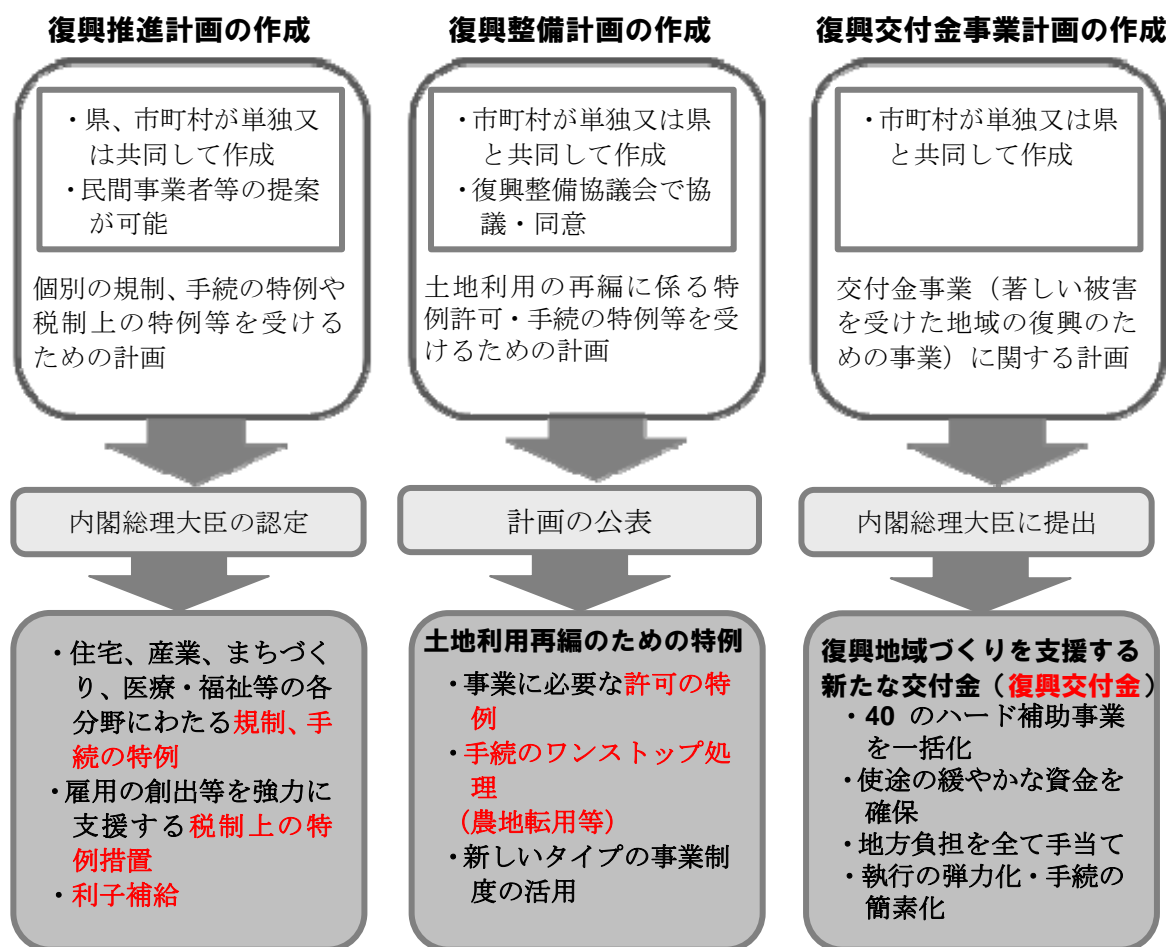
(5) 整備に向けた具体的な取り組み

今後、東日本大震災復興特区制度、福島県復興再生特別措置法(特措法)による支援措置等も活用して、できるだけ早期に地域の整備に着手します。

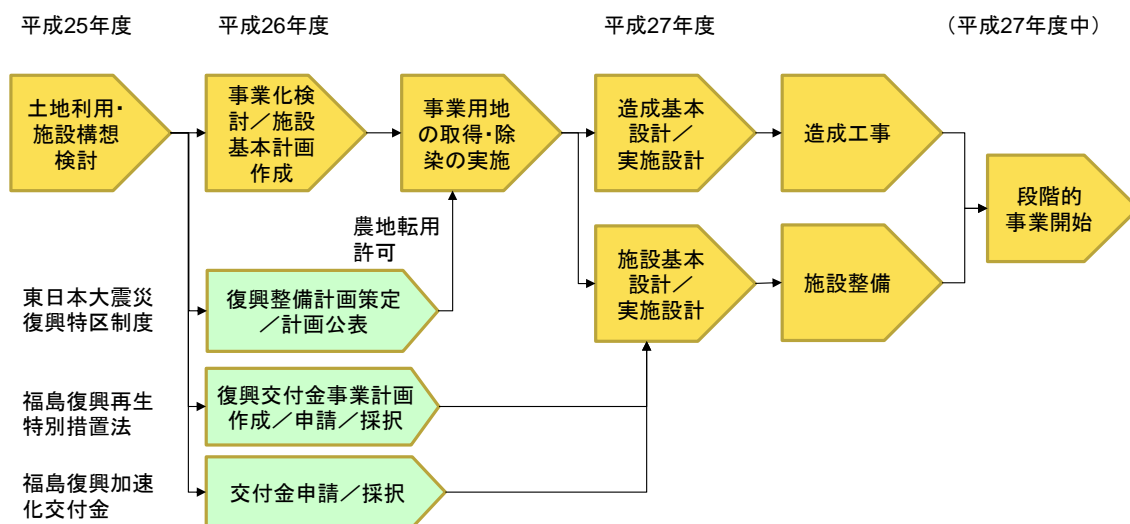
復興特区制度と特措法の比較

東日本大震災復興特区制度 (復興産業集積区域)	福島県復興再生特別措置法(特措法) (企業立地促進区域)
<ul style="list-style-type: none"> ○対象地域内の事業者に対する規制・手続の特例、税制上の特例等 ○土地利用再編の特例(農地転用のワンストップ化等) ○東日本大震災復興交付金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する特例(特区制度より上乗せ)

復興特区制度の枠組み



拠点エリア整備の流れ（案）



※詳細な整備スケジュールは今後検討しますが、平成26年度の早期に特区申請のための復興整備計画等を策定し、平成27年度に造成、施設整備に着手、メガソーラーなど一部施設は平成27年度中の事業開始を目指します。

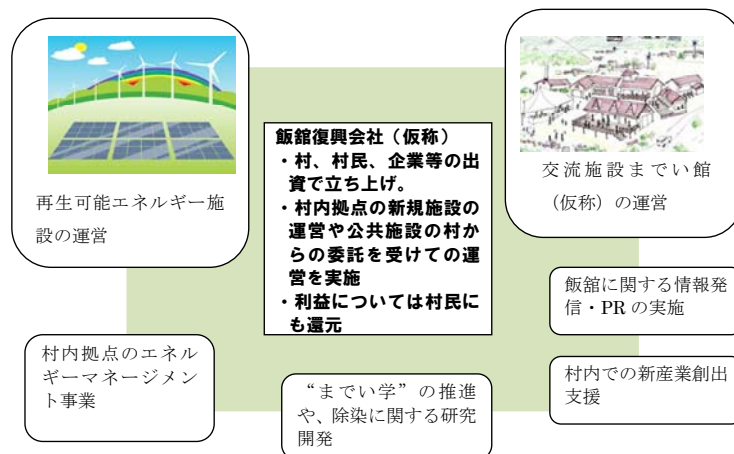
重点2 復興会社（仮称）の設立検討

1. 新たな拠点エリアに関わる各種の事業や村内でのその他の復興事業実施の受け皿となる、復興会社(仮称)の設立準備を進めます。
2. 復興会社は村、村内外の事業者、村民等によって運営される会社です。
3. 当面の事業として、新たな拠点エリアを含む村内数カ所のメガソーラー事業を想定します。今後、新たな拠点エリアの整備進捗に伴い、事業の拡張や利益の村、村民への還元を進めていきます。

(1) これまでの検討経緯

復興計画第3版において、新たな村内拠点整備を推進するための新たな主体として、いいたて復興会社（仮称）の設立を提案しました。

いいたて復興会社（仮称）の設立イメージ（第3版）



一方で震災以降、新たなエネルギー源としてのメガソーラー整備が急速に進んでいます。メガソーラー施設は国の固定価格買い取り制度（FIT）に支えられ、安定的な収益を得ることが可能です。

第4版で新たな拠点エリア整備について検討するにあたり、復興会社の安定的な財源として、メガソーラー事業を展開してはどうかとの話が持ち上がりました。専門プロジェクト委員会での検討の結果、以下のような基本方針が決定されました。

(2) 復興会社（仮称）設立の基本方針

新たな拠点エリア整備及び村内の産業振興の推進主体として、村と村内外の事業者が参加する、復興会社（仮称）の設立を検討します。

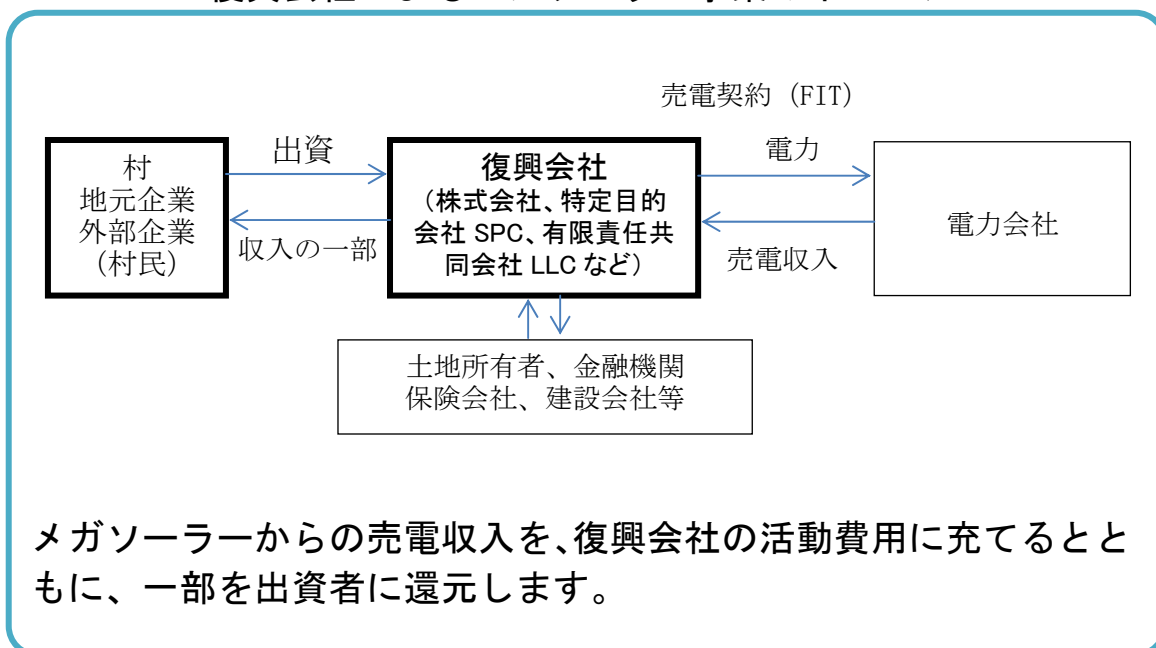
復興会社（仮称）の事業範囲は当面深谷地区内に設置するメガソーラー事業とし、将来的に、以下のような事業に広がっていきます。

- －村内の他の場所でのメガソーラー事業
- －村内森林の有効活用に資する木質バイオマス事業
- －災害時などの地域エネルギー供給
- －新たな復興拠点内のまでい館、道の駅等の施設運営
- －村内産業の振興に係る各種支援

地域のためのメガソーラーとして、国の補助制度等を有効に活用し、整備します。

出資割合等については、今後関係者で協議していき、平成26年度中頃には会社を設立して、メガソーラー事業に着手します。

復興会社によるメガソーラー事業のイメージ

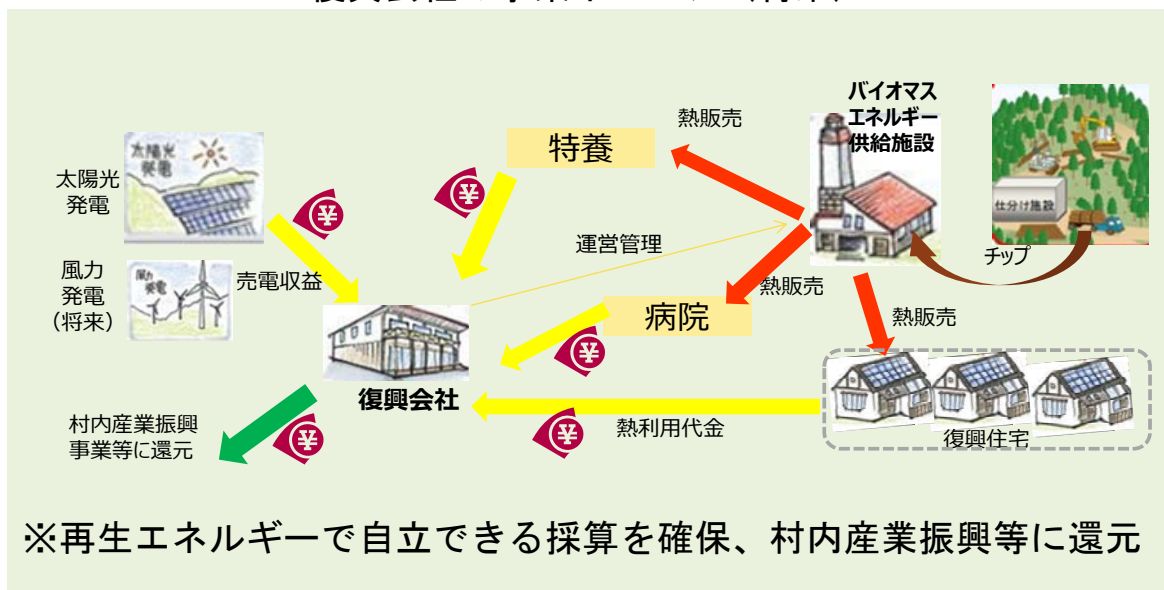


メガソーラーからの売電収入を、復興会社の活動費用に充てるとともに、一部を出資者に還元します。

事業段階的拡大のイメージ

	平成 26 年度	平成 27 年度	
会社設立	<ul style="list-style-type: none"> ▲出資者・出資比率決定 ▲法人登記 		
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ▲補助申請 	▲発電・売電開始	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">除染・造成、設計、設置工事</div>		
バイオマス発電			▲熱・電気供給開始
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">調査事業 (継続)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">調査事業 (変換プロセス等)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">プラント建設</div>
風力発電、村内産業振興事業等			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">今後、事業開始時期を判断</div>

復興会社の事業イメージ (将来)



重点3 村内復興住宅の整備計画策定

1. 入居者アンケートの結果を受け、村営住宅について必要な供給量を検討しました。
2. 村営住宅の需要については、震災前の村営住宅居住者を中心に 37～105 世帯の需要が確認されました。今後、新たに村営住宅に居住を希望する世帯等について、定期的に需要の確認を行い、適切な量の村営住宅の供給を図っていきます。
3. 村営住宅の戸数は、既存村営住宅のストック 144 戸のうち比較的新しい 61 戸に加え 50 戸程度を新設し、当面 111 戸を整備目標とします。

(1) これまでの検討経緯

村外公営住宅については過去のアンケートで一定の需要が把握されていますが、帰村時の村内の村営住宅の需要は正確には把握されていません。第4版の検討では、村営住宅の供給見通しの見直しとともに、従前の村営住宅の入居者の再入居希望を中心に需要見通しの調査を行っています。

(2) 検討結果の概要

① 村営住宅供給の見直し

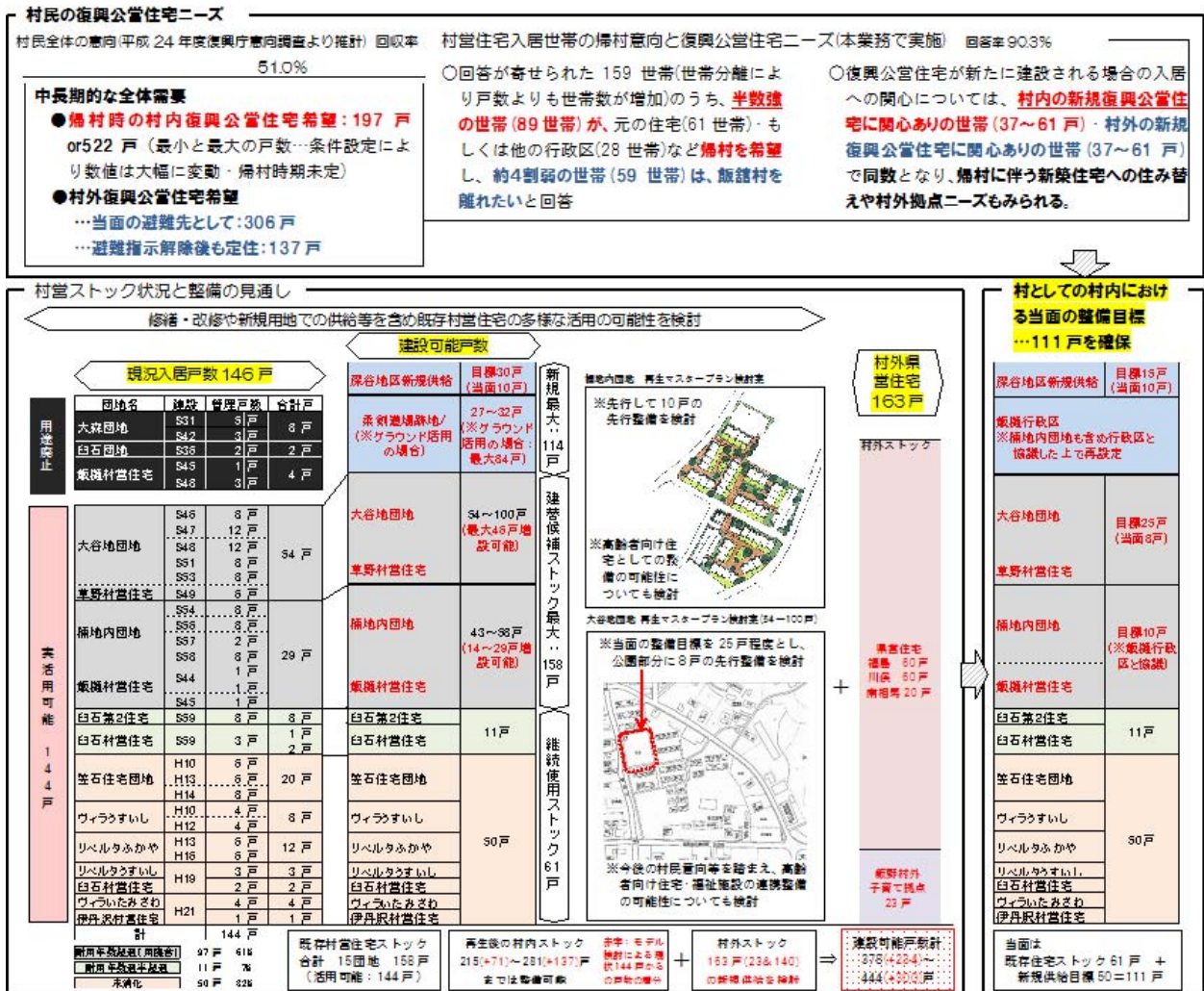
震災前、村内の村営住宅は、大谷地団地 48 戸、桶地内団地 26 戸、笠石住宅団地 20 戸など、15 団地 158 戸がありました。

このうち築年時の古い大森団地、臼石団地、飯樋村営住宅の一部については用途廃止の予定であり、既存の村営住宅戸数は 144 戸となっています。

大谷地団地、草野村営住宅、桶地内団地、飯樋村営住宅については、建替えにより 14～75 戸程度の増設可能性が見込まれています。さらに、柔剣道場跡地および臼石地区の新規供給で、57～62 戸の増強が見込まれます。

これらを踏まえると、帰村時の村内村営住宅戸数は215～281戸（現状の利用可能ストック144戸から71～137戸増加）と推計されますが、新築の一方で老朽化した住宅から取り壊しを進めることとなるため、当面111戸を目標に整備を進めます。

村営住宅供給の見通し



② 村営住宅需要の見通し

震災前に村営住宅に入居していた158戸176世帯(避難後の世帯分離を含む)に対するアンケート結果では、37世帯から村内村営住宅への関心が示されました。未回収、無回答と合わせると最大105戸の村内住宅需要発生可能性が推定されます。

これは村営住宅の供給見通し数よりもかなり小さいですが、帰村に当たり新たに村営住宅に入居を希望する世帯数については、今後利用意向を把握する必要があります。

また、建替え団地においては一時的に他の団地への仮移転が発生します。村内の現状の村営住宅の供給戸数は、この仮移転の需要を全て吸収するには13～15戸程度の不足があると推定されます。

これらを含めて、今後も定期的に村営住宅への入居意向を把握し、適切な量の住宅整備を進めていく必要があります。

これまでみてきた戸数の問題だけでなく、避難前後の世帯構成の変化や、今後増加するとみられる高齢者の独り暮らしへの対応等にも配慮しつつ、多様な暮らしに対応できる村内の村営住宅整備を進めていきます。

③村外の復興公営住宅等の整備

現在、飯野地区に23戸の村外子育て拠点を建設中です。また、福島市に60戸、川俣町に60戸、南相馬市にも40戸、県営住宅の整備を計画中です。今後、県と協力しつつ、村外への復興公営住宅整備を引き続き進めていきます。これらの住宅は、これまでの飯舘村でのコミュニティが維持できるよう、専用の区画を設けるよう調整しています。

施設区分	整備場所	整備戸数
村外子育て拠点	福島市飯野地区	23戸（整備中）
県営住宅（復興公営住宅）	福島市内	60戸（計画中）
	川俣町内	60戸（同）
	南相馬市内	40戸（同）

重点4 村民一人ひとりに対する支援の拡大

(1) これまでの取り組み

復興計画の村民一人ひとりに対する支援の考え方に沿って、飯舘村独自の各種の支援策を実施してきました。復興計画第3版では、以下のような新たな施策を導入しました。

○除染検証事業

ガンマカメラ等を導入し、除染の前後の効果検証等を行って、住民の不安を解消します。

○生活道路整備事業

住宅の除染効果を高め再汚染を防止するため、住宅の昇口にあたる生活道路の舗装を進めます。

○行政区集会所修繕事業

住民が一時帰宅する際のコミュニティ維持の拠点である集会所を修繕し、一時帰村やコミュニティ維持を支援します。

○避難先における仮設事業所等の設置期限延長

避難先等に設置され、仮設の設置期限を迎える事業所や工場等の設置期限延長を支援します。

○定期的な村民集会の開催

今後の帰村や人生設計について、村民相互が意見交換ができるよう、村全体や行政区ごとに、多様な年齢層ごとなどで参加できる村民集会を開催します。(今回ワークショップで一部実現)

しかしながら度重なる状況の変化や長引く避難生活により、村民の方々にも新たな課題やニーズが発生してきています。

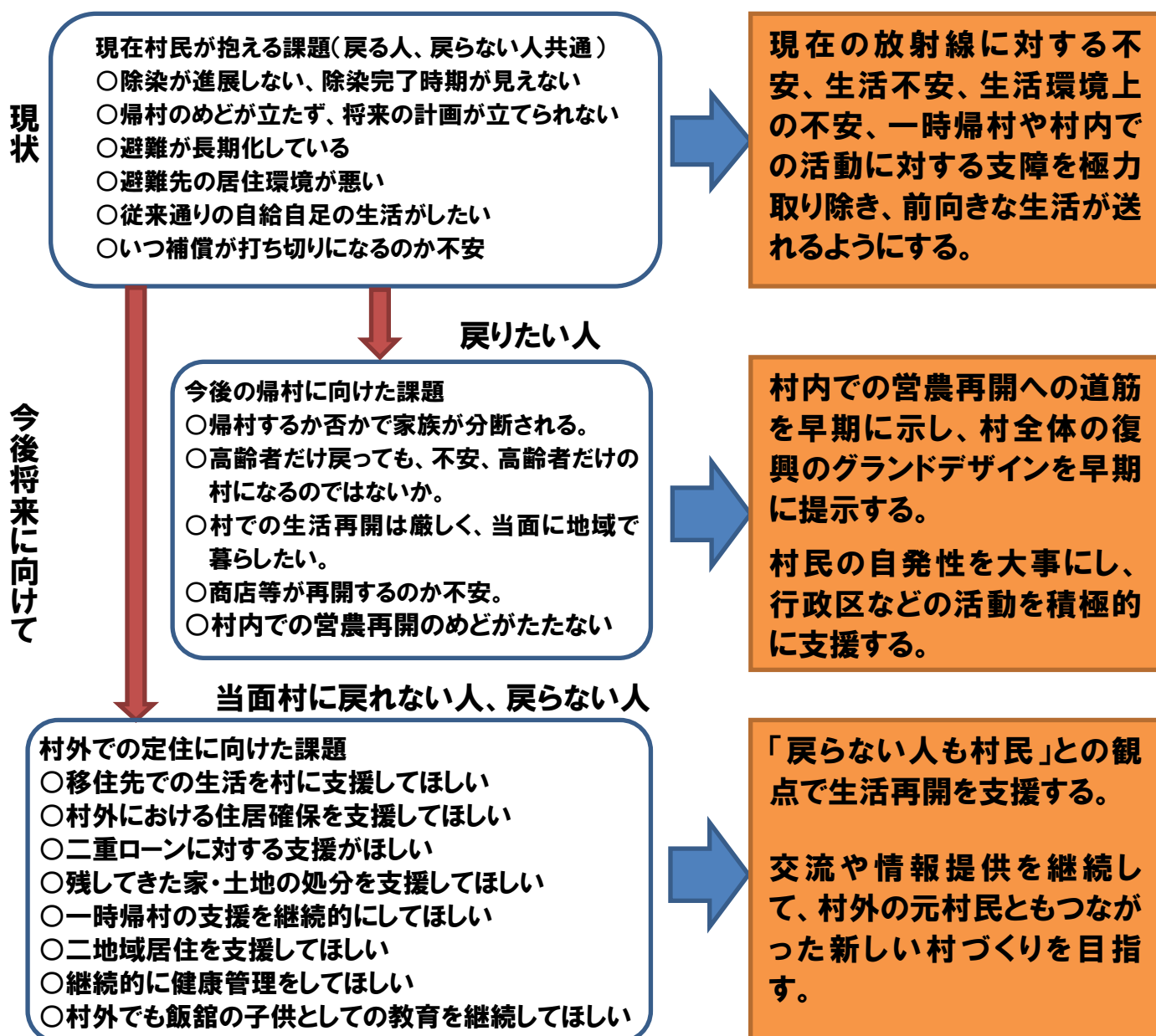
このため、第4版検討の中で実施した行政区ワークショップや、村民アンケートの分析の中から、現在の村民の課題について整理し、それに対して行政でできる対応策について検討を進めています。ここでは、現在までの検討で実現可能性が高いと思われる具体的な支援策について整理しました。

(2) 村民一人ひとりに対する支援策

① 基本的な考え方

現状の暮らしや、将来に向けて村民が困っていること、不安に思っていることに対して、極力丁寧に把握し、対応していくことを基本とします。また、村と村民で意見を交換しつつ、できること、できないことを見極めながら進んでいきたいと思えます。

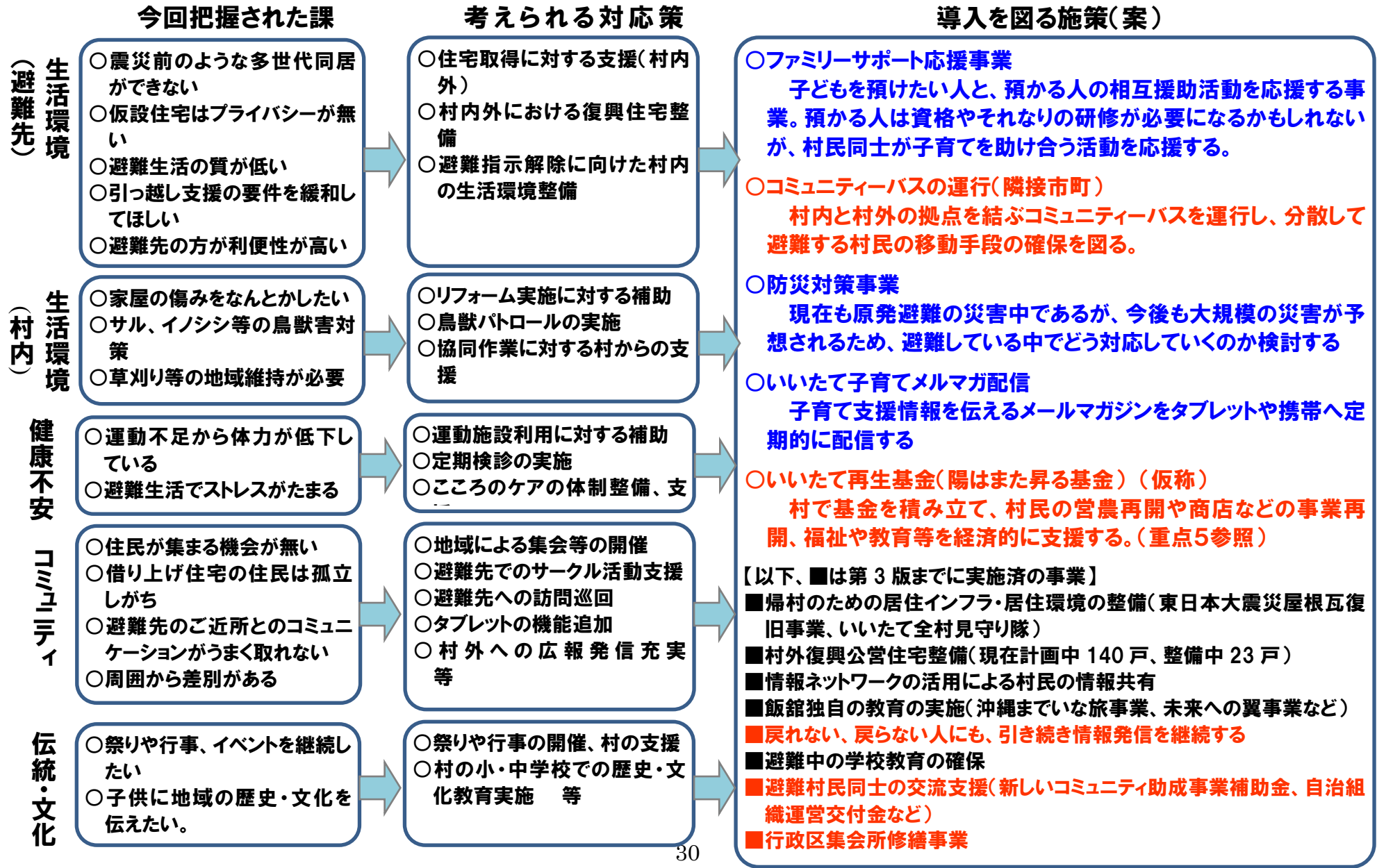
村民一人ひとりに対する支援の考え方



②具体的な支援策

ワークショップやアンケートでの、村民の皆様のニーズ毎に、今後どのような対応策が考えられるか、また直近の具体的な施策としては何が考えられるかを検討しました。具体的な施策については平成26年度予算など、できるだけ早い時期での実現を図っていきたいと思います。それ以外のニーズに対応する施策についても条件が整い次第早期の実現を図ります。

現状(避難区域指定解除前)の課題に対する支援策 (戻る人、戻れない人、戻らない人共通)





避難区域指定解除後に向けた課題(主に戻る人の課題)

今回示された課題

- 家屋の修復、建替えが必要
- 修繕・建替え時の廃材の処理対策が必要
- 業者確保が心配
- 家の周辺で農業がしたい
- 高齢者住宅など、集まって住む拠点が必要

- 自給自足の生活を再開したい
- 引き水、井戸水が不安
- 道路整備を進めてほしい
- 通信インフラの向上が不可欠
- 行政区再編やコンパクトな地域づくりを進めてほしい
- 税収の減少が不安

- 高齢者の生活支援、足の確保
- 商店やガソリンスタンドの再開
- 公共施設再開
- 高齢者福祉の充実
- 村内での教育施設再開

- 高齢化社会が心配
- 家族が離ればなれになる
- 冠婚葬祭、地域行事の維持
- 消防団の維持
- 治安の悪化が心配
- 地域の交流の機会がほしい

考えられる対応策(例)

- 建替え、修復等に対する補助
- 廃材回収に対する支援
- 集住のための復興住宅等の整備

- 水道供給の拡大、深井戸整備支援
- 道路、通信インフラ等の再整備
- 地域の中心的な市街地の再整備

- コミュニティバス等の運行
- ヘルパー等の派遣制度、見回り
- 商店再開支援・公設、移動販売
- 帰村に先行した公共施設再開

- 地域活動に対する支援
- 高齢者向けに消防機材の更新
- 交流施設、行政区の拠点施設整備

導入を図る施策(案)

- エコビレッジ事業
再生エネルギーを柱に、新しいライフスタイルの提唱を目的とした、住居複合型施設の建設
- あんしん居住空間事業(高齢者拠点)
「自立生活可能な高齢者」が集住できる高齢者住宅を中心とした空間をつくる
- 住宅用再生利用エネルギー導入支援事業
帰村に向けてリフォームする際に太陽光パネルや蓄電池等を導入するものに対して、その導入費を支援
- 光ケーブルの整備事業(全戸整備)
光ケーブルの2芯整備を全戸対象に実施

【以下、■は第3版までに実施済の事業】

- 帰村のための居住インフラ・居住環境の整備(東日本大震災屋根瓦復旧事業、いいたて全村見守り隊)(再掲)
- 生活道路整備事業

- 公衆浴場整備と送迎サービス(健康チェックもできるように)
定期的に送迎付きで村の浴場に入れるようにし、健康チェックも実施
- 有名講師による魅力ある学校づくり
全国有名教師(講師)を飯館の小中学校に呼び、他にはない魅力ある学校(楽しい授業)をつくる
- いいたて再生基金(陽はまた昇る基金)(仮称)
村で基金を積み立て、村民の営農再開や商店などの事業再開、福祉や教育等を経済的に支援する。(重点5参照)

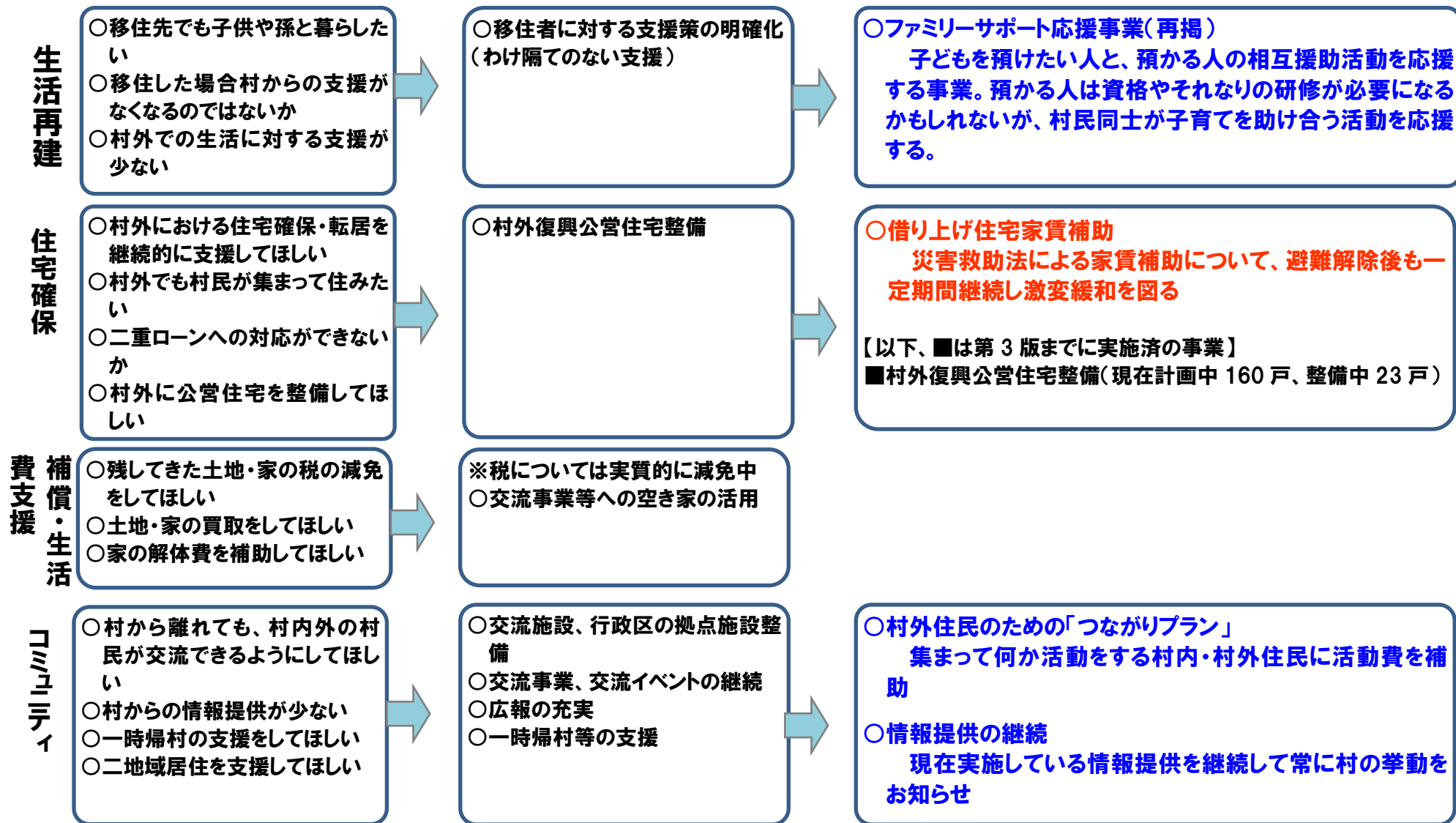


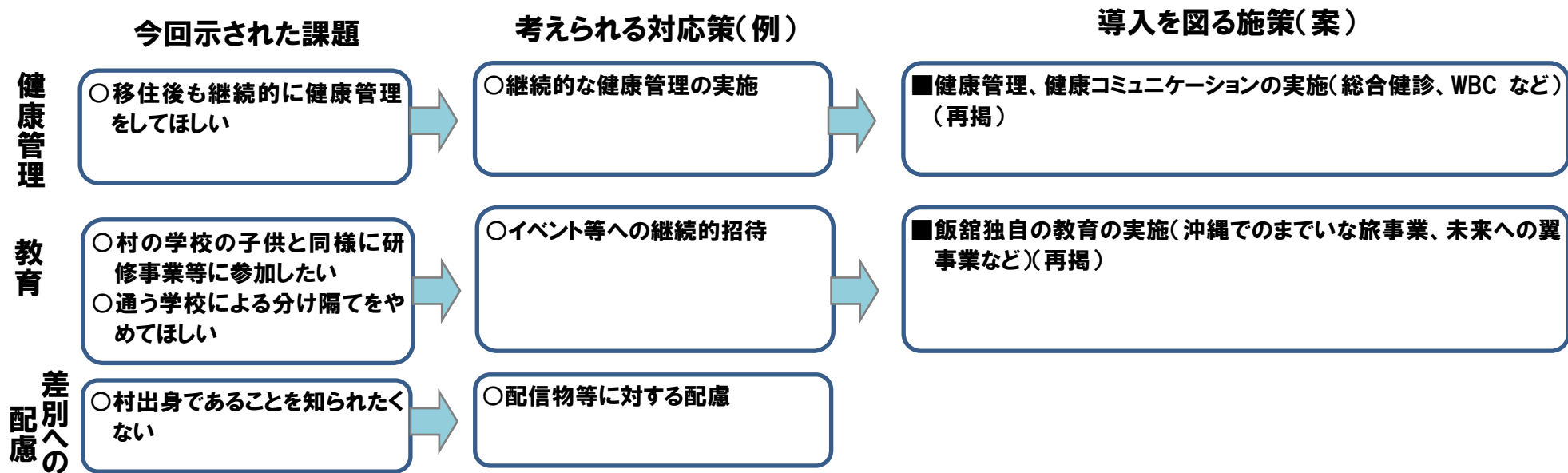
村外への移住に向けた課題(戻らない人の課題)

考えられる対応策(例)

導入を図る施策(案)

今回示された課題





重点5 営農再開方針の検討と国に対する要望事項

1. 行政区ワークショップにおいて、農地の保全や営農再開についてのご意見が多くみられました。
2. 村では、地域の再開や村民の生活再建の重要なカギとなる営農再開についての検討を進めています。
3. 現段階での営農再開の方向性と、国に要求する必要な支援措置についてとりまとめました。

(1) これまでの検討経緯

復興計画第3版までの検討でも、営農再開は村の復興の重要な鍵の一つであることが認識されました。しかしながら国の除染において、農地の除染の遅れが決定的となっています。このような状況の中、農地の維持をどのように図っていくか、どのように営農再開につなげていくのか、村でも検討を進めてきました。現段階での村の考え方を示します。

【第4版の中で実施した営農再開についての検討】

- ・行政区ワークショップで、各行政区の営農再開についての意見を収集。
- ・農業委員会でもワークショップを開催して、今後の農地維持、営農再開について議論。
- ・村、農業委員会で、営農再開の方針、国に対する要望事項について協議。

(2) 農地・農業の再生方針

昨年夏に公表された、国の除染事業の見直しにより、農地除染の完了時期が大幅に後ろ倒しになりました。

この結果、営農再開はより厳しい状況に追いやられた結果となっています。除染完了時期の延期により、営農再開意向を持つ農業者の減少が心配されます。また、村内での除染完了時期のばらつきが生じるため、飯舘村産としての出荷再開にはより高いハードルが生じているように思われます。

(営農再開の支援)

このような状況の中、除染完了後の農地維持、土壌の回復を含め完全な農地の回復、試行栽培から本格的な出荷再開まで、継続的な支援を検討していきたいと思えます。

特に、農業を再開しない人の農地の集約や共同での農地管理、営農再開等について、村でも環境整備を進めていきます。

村外で農業を再開する村民についての支援も継続するとともに、飯舘ブランドとしての支援等も行っていきます。

土地利用

農作業の引き受け手の問題や、沢水、ため池からの放射線汚染の問題などにより、農地としての利用の難しい土地も多く発生することが予想されます。

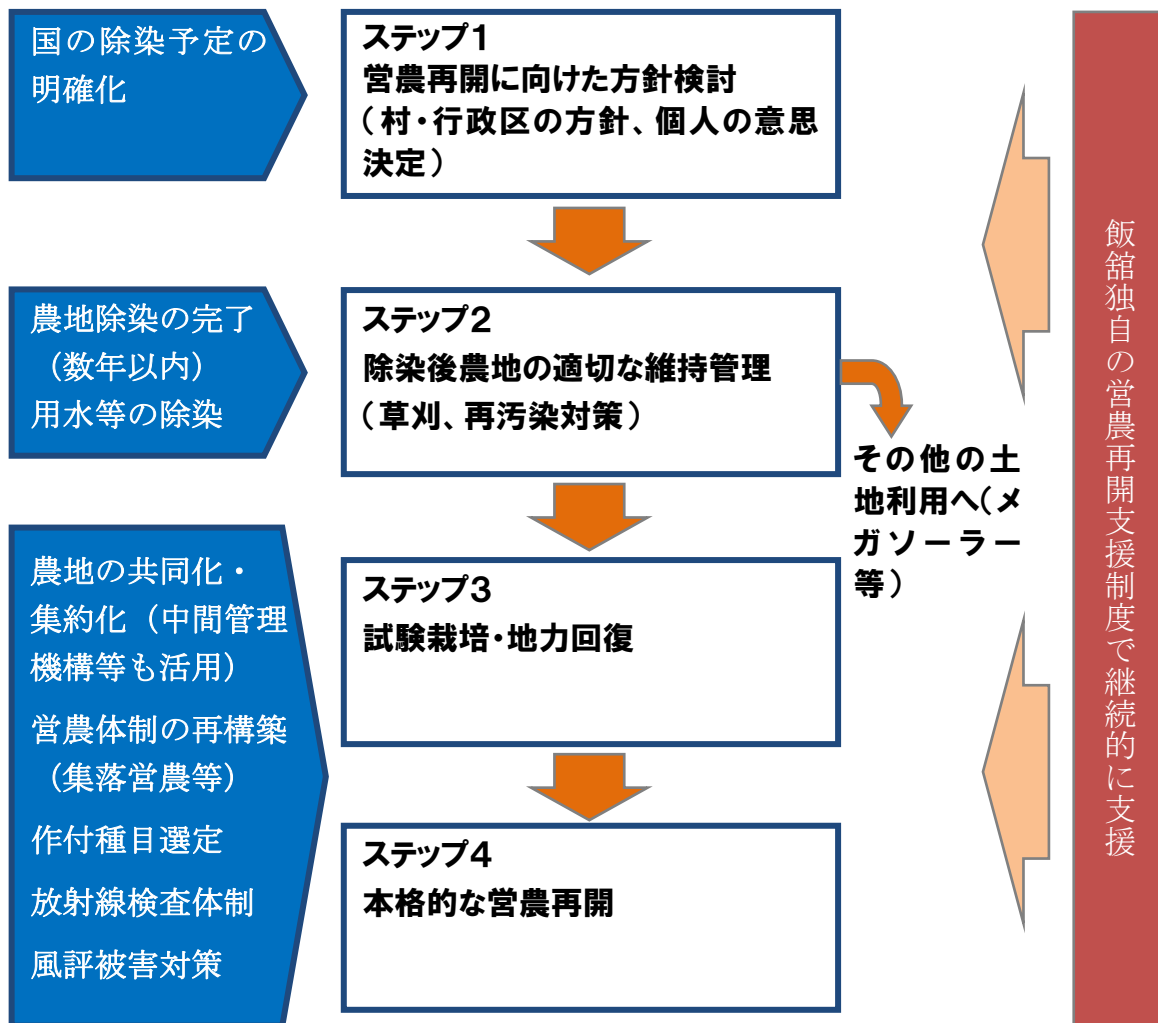
村では、営農しやすい農地の集約や維持と同時に、農地としての利用の難しい土地の他用途への転用等を支援していきたいと思えます。

一方で、村全体としての営農の維持や景観保護の観点から、村や地域の方針と整合性のある土地利用の確保も図っていきます。

【今後の営農再開についての取り組み方針】

- ・ 農地再生、土地利用に関する方針を引き続き村で検討、行政区とも話し合いを継続
- ・ 村外で農業を再開する村民についても継続的に支援

想定される農地・農業再生の流れ（村内）



(3) 農地維持、営農再開に関する国への 要望事項

① 飯舘独自の新たな農業再生支援制度の必要性

国の減反政策転換とともに、戸別農家に対する定額補助制度が見直しになります。併せて従来の農地・水保全管理支払が平成 26 年度から新たな制度に移行するものとみられます(環境保全型農業直接支援、農地維持支払、資源向上支払とともに、新たな日本型直接支払の一部を構成)。

現在の除染スケジュールでは、村内の営農再開が遅れ、これらの制度に乗れないおそれ、また直接支払の対象となる営農継続可能な面積が大幅に減少するおそれがあります。また、除染、土壌回復、風評被害など、村内の営農再開までには高いハードルがあります。

現在、村でも国・県が主導する福島県営農再開支援事業の適用に向けた行政区との調整を進めているところですが、放射性物質の作物への移行が無いことの確認や風評被害への対応が必要な村内での農業再開では、むしろ同事業が支援する後の営農再開後の支援が重要となってきます。

農業休止期間が長かったことによる、農機具の傷み等も今後営農再開の大きな障害となると考えられます。

また、戻る人が少ないことによる農地の集約や集団化も大きな課題です。

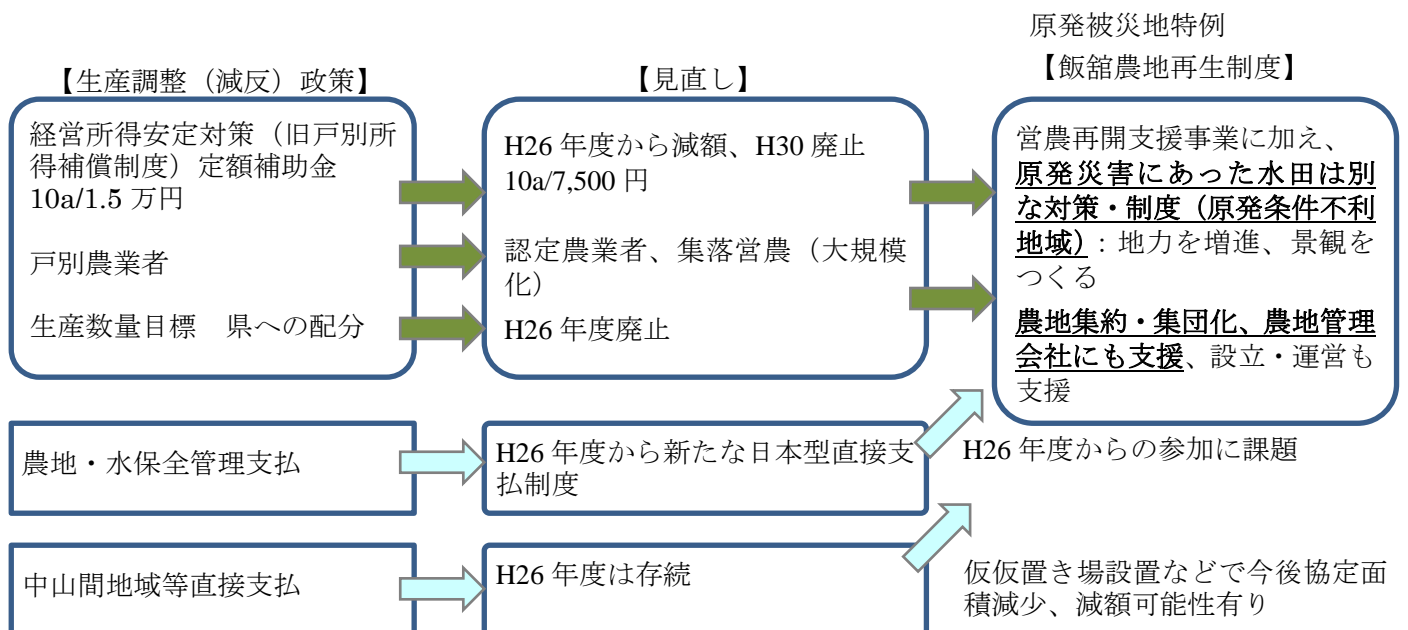
こうした状況について、一括で支援する枠組みが必要であると考えます。

②新たな農業支援制度の方向性

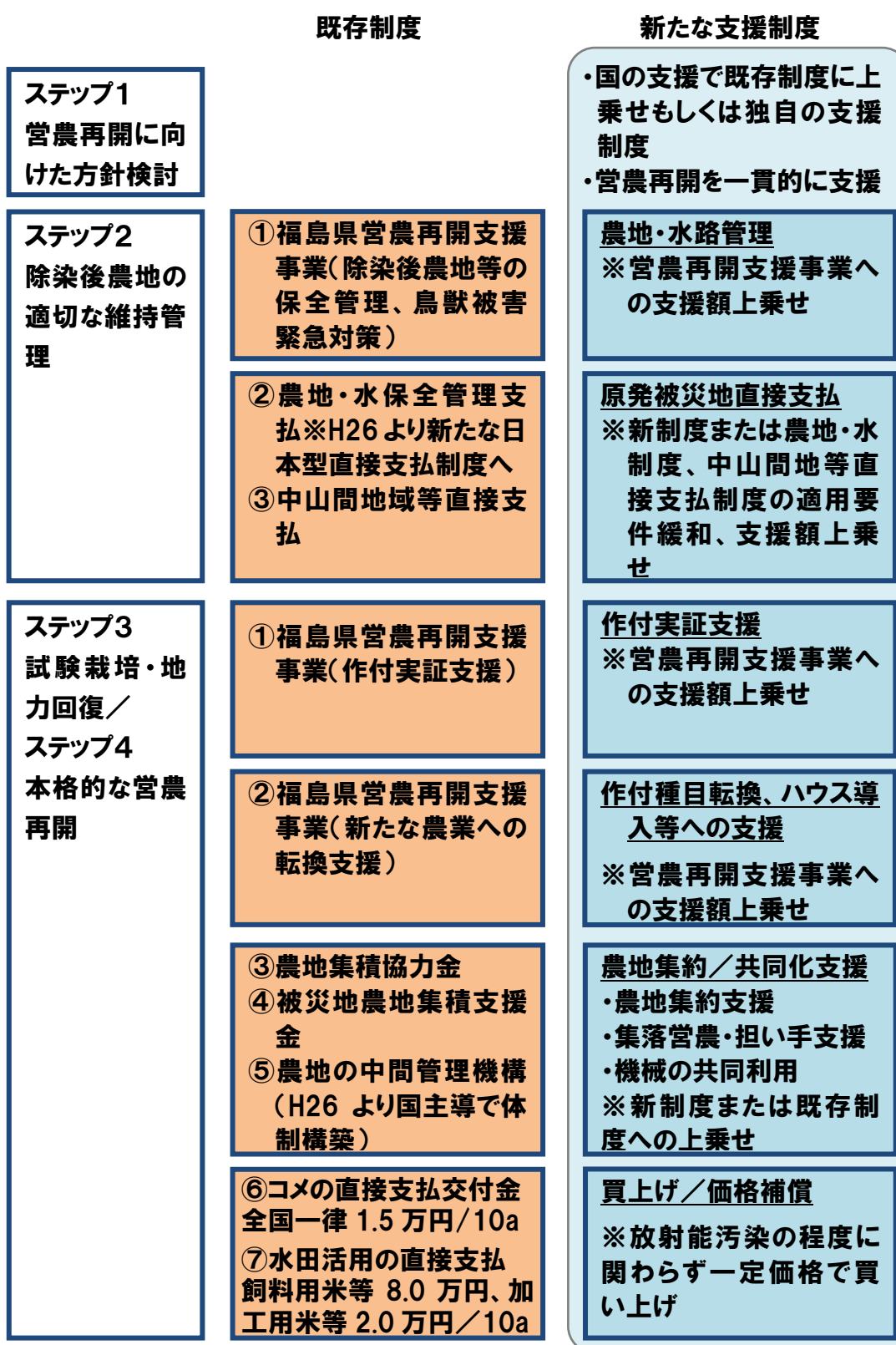
村では今後、以下のような支援制度の構築を、国に要請していきたいと考えています。

- ・現状の県営農再開支援事業を活用しつつ、除染中・完了後の農地保全から、農地再編、試験栽培・土壌回復、生産再開後の買い上げ／価格補償まで、長期の営農再開プロセスを一貫的に支援する制度を構築します。
- ・戻らない人、営農非継続者の農地を集約し、適切に管理・営農する仕組みを支援、少なくとも整備済の農地は守る方針とします。
- ・集落営農を引き継ぎ、集団的な営農から村民の生活・コミュニティ維持活動までを一貫して支援できる、二階建て部分の支援も念頭に置きます。
- ・必要に応じて複数行政区をまとめた集団営農も検討します。
- ・農地集約・集団化、営農再開などの支援のため、村で基金の創設を検討します（③参照）。

営農再開支援制度の概要



営農再開ステップごとの支援制度活用のイメージ



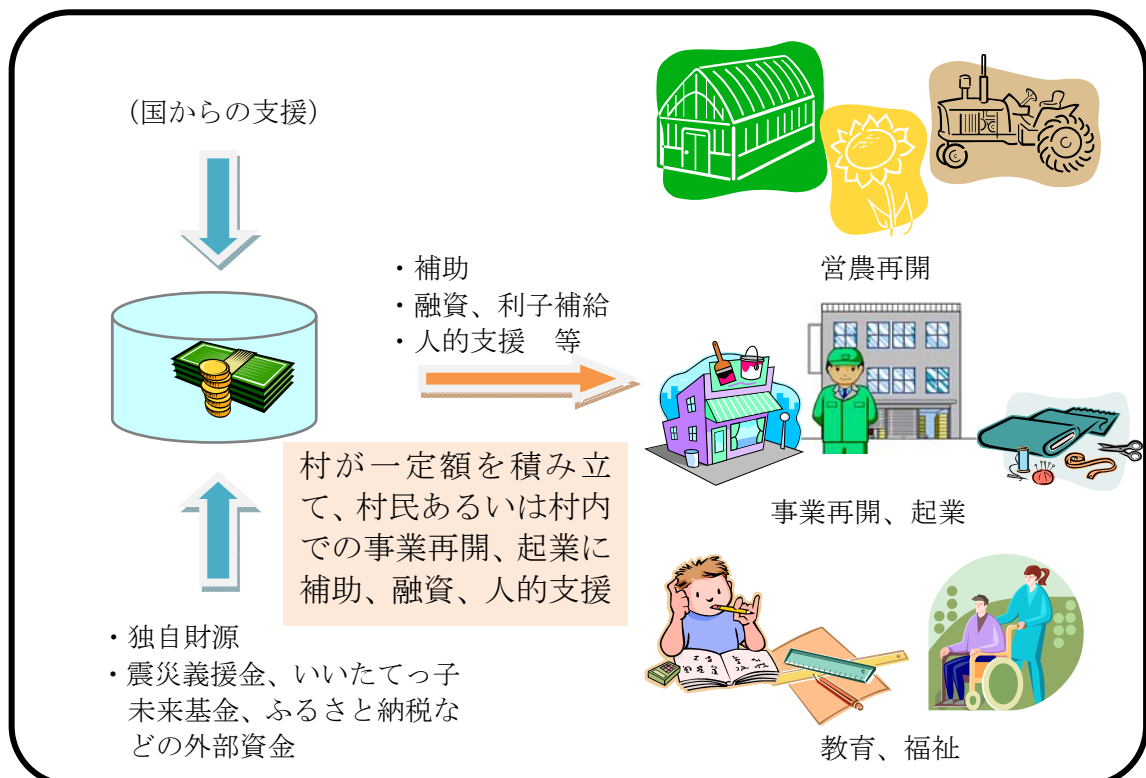
③ しいたて再生基金（陽はまた昇る基金）（仮称）の創設

雲仙普賢岳噴火災害以降、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等、我が国での大きな災害発生時には、国、道府県、市町村等が協力し、被災者の生活再建のための基金が創設されています。

飯舘村の村民、村内企業に対しては、原子力災害被災に対する各種補償金の支給や国による各種支援制度が適用されていますが、これらの補償・支援は今後の村民の生活再開や村内企業の事業再開に対しては決して十分ではありません。

村では、今後、農業再開時の資材・機材等購入に対する補助、村内で事業を再開する場合の再開資金に対する補助・利子補給、アドバイザー派遣などの人的支援等を行うための、村独自の基金制度創設について検討します。教育や福祉の支援についても検討します。同制度創設に向けて、国からの支援も働き掛けていきます。

しいたて再生基金（仮称）のイメージ



重点 6 行政区計画策定

1. 第4版で初めて、村民の声を直接反映した地域の計画づくりが可能となりました。
2. 行政区ワークショップ、村民アンケート等の結果を踏まえて、新たな行政区計画を策定しました。
3. 今後、村では行政区計画も参考に、地域の復興検討を支援していきます。

(1) これまでの検討経緯

復興計画第3版までの検討は、復興計画推進委員会での議論を中心に行われました。復興についてより身近に議論していただくため、第4版では第5次総合計画で行っていた、村民ワークショップを再開しました。そこでの議論を、現段階での行政区計画として整理し、共有することとしました。

- ・今年度、各行政区の代表が集まる行政区ワークショップを3回開催。
- ・そこでの検討内容を持ち帰り、より多くの行政区民で話し合う、個別ワークショップも各行政区で開催。
- ・検討結果についてはそれぞれの行政区ワークショップ後、報告会を開催し、共有。また、課題として寄せられた意見については、各行政区分をまとめて整理し広報等で配布。

(2) 検討結果の概要

行政区ワークショップでの検討結果の概要は以下のとおりです。

① 帰村の見込みについて

- 帰村意向は、戻らない、戻れないとの意見が多い帰還困難区域を中心とした3地区（長泥、比曽、蕨平）から、「8割程度が帰村するのでは」とした大倉まで、幅がひろい。
- 個別意見では、「戻りたいが放射線影響が不安」、「帰村後の生活環境が不安」との意見も多くみられた。
- 現状の避難区域の基準 20mSv（ミリシーベルト）／年や村の除染目標 5mSv／年に対する不安・不満も多い。
- さらに、1mSv／年の実現を求める声も多く、5mSv では高齢者以外の帰村は困難との意見も多かった。帰村の前提として、低線量被曝の影響明確化を挙げる声もあった。
- 若者世代、子供世代だけでなく、中堅世代も帰村についての判断が固まっていない状況である。
- 比較的帰村意向が高いとされていた高齢者の世帯だが、高齢者世帯単独での帰村を心配する声が多く、中堅世帯が戻らないと、高齢者世帯も帰村しない可能性がある。
- 具体的な帰村率については、改めて行政区ごとに「意向アンケートを実施したい」との意見がいくつかの行政区で聞かれた。

② 行政区の抱える課題について

- 地区として、将来の姿が見えず、話し合いも行っていないことに対する不安の意見が多く、避難区域解除前後に関わらず、地区として話し合いの場を確保したいとの意見が多かった。バラバラな帰村への不安から「一斉帰村の検討」をしたいという意見もあった。

(生活環境の課題)

○現在の課題としては、家屋の傷み、鳥獣害等に対する不安の声が多かった。また、一時帰宅等の開始を受けて、井戸水や食物に対する不安もあった。避難区域解除後の生活再開に向けては、商店、公共施設の再開、高齢者の足、高齢者の生活全般の支援に対する不安が多かった。空き家対策が必要等の意見もあった。

(就労関係)

○現在の課題としては、農業再開、その他就業の場の確保を求める意見が多かった。避難区域解除後については、本格的な営農再開に向けて農地集約、施設園芸導入等が必要との声が多いが、地区内の商店再開への支援や、観光など新たな産業を求める声も多かった。

(コミュニティの維持)

○現在の課題としては、避難生活の中で既にコミュニティが崩れてしまっていることへの不安が多くなっている。避難区域解除後に向けては、消防団の維持、祭礼や地区行事の復活等に加えて、地域の拠点施設が必要との声もあった。

(土地利用)

○現在の課題として、これから進められる農地除染後の農地管理（荒れないうちに利用する）などの意見がみられた。また、避難区域指定解除後については、農業再開に向けた農地集約、不在地主の土地管理等の意見が多かった。山林の除染を求める意見や、オーナー制度により交流促進に活用する等の意見も見られた。

(除染の徹底)

○前提としての除染の徹底を求める声が多かった。除染を就業の場として活用したいという意見もあった。また、行政区が自ら活動する際の村からの支援を求める声もあった。

③ 今後の行政区の方向性について

熱心な討議を経て、それぞれの行政区の状況、特性を踏まえた方向性、取り組みを議論いただきました。各行政区で示された、現時点での今後の行政区の方向性を次のページに示します。

(3) 各行政区の地域計画

各行政区の課題、方向性に、各行政区が今後実施したいと考えている具体的な取り組みに、村への要望などを含めた、各行政区の地域計画を、第2部として巻末に示します。今後、各行政区で、この計画をベースに行政区の復興や行政区民の生活支援等に向けて、少しでも有効な取り組みが実施されるよう、村では支援をしていきます。

それぞれの地区から示された方向性

⑧佐須地区

- までいな地域資源と交流による生活、仕事、地域の再建
- 若い人が安心して生活できる環境整備
- 山の恵みなどの環境再生への取り組みを産業振興、交流促進に活用

⑨宮内地区

- 若い人も若きも行きたくなくなるような地域づくり
- 農業の大規模化や生活環境整備、村民の帰還促進を積極的に実施

⑦大倉地区

- 地区のコミュニケーションを大切にしたい取り組みを
- 子供達のためにも放射能のレベルを外したい

⑬前田地区

- 新たな営農実現に向けた地域ぐるみの取り組み

⑫深谷地区

- 個人の人生設計を尊重しながら「戻る人」「戻らない人」双方への対策を
- 時間軸を見据えた計画づくり・人生設計が大事
- 農地の管理や活用は、若い世代の雇用等も考え法人化等一括管理

①草野地区

- 身の丈に合った行政区づくり、村づくりを
- 村民に寄り添った具体的な対策をできることから着実に実行

⑭臼石地区

- 小学校を活動・交流の拠点として活用
- 行政区内を走る国道を活用して交流機能を高める

⑪関根・松塚地区

- 米、稲発酵粗飼料(WCS)、施設園芸、繁殖牛放牧などを組み合わせ実現性の高い土地利用を基本に農業を復興
- 帰村した60代が15~20年後に次世代にタスキ(農地)を継承

⑩伊丹沢地区

- 役場等の立地を活かした地域づくり
- 夢を持って普通に暮らすことができる生活を目指す、個々の事情に配慮
- チャレンジ精神で、これまでの働き方とは違う生活の在り方を模索
- 先祖代々が受け継がれたものを大切に生活

⑥八木沢・芦原地区

- 復興を契機に被災前からの地域の持つハンデ・課題を捉え、前向の展開を図る
- 兼業世帯の多さを踏まえた対策
- 家族と一緒に暮らせる環境づくり

⑫二枚橋・須萱地区

- 除染が完了した土地を帰村までどうするかを検討する
- 多種多様な立場からの「本音」が得られる話し合いの機会を確保していく

⑩関沢地区

- 幅広い年齢層に対する就業機会と生活支援サービスの確保
- 大規模施設園芸など、高齢者と若年層が暮らし働くことができる環境整備
- 行政区再編を含むコンパクトな村づくり

⑬上飯桶地区

- 「戻る人」「戻らない人」それぞれの課題と対応策を整理する
- 戻る戻らないに関わらず行政区民が集まり、行動しながら議論する

⑫大久保・外内地区

- まずは除染を進めた上でビジョンを描く、そのために今から話し合いの機会づくり
- 50年後、子や孫の世代に恥ずかしくない土地管理の仕組みの構築

⑤小宮地区

- 帰村について、戻る世帯数を明確に聞き出し、結果に沿った対応策を考えていく
- 当面帰村しない人たちへの将来へ気持ちをつなぐような支援も必要
- 長いスパンと大きなスケールで議論を進める

⑩飯桶町地区

- 商業中心としての再生と生活環境の回復
- 商業・サービス機能の集積、村の良さが感じられる街並み・空間づくり
- これらは行政区を超えて提供
- 10年後を展望して地域を計画

⑪前田・八和木地区

- 行政区の枠にとらわれず、他の地区や多様な仕組みとの連携が重要(飯館村の「イ(医)」・「シヨク(職、食)」・「ジュウ(住)」の確保)

⑭比曾地区

- 「次世代につながる地域づくり」: 次世代が帰ってもいいと思える環境を残す
- 一方で、比曾で死にたい思いもかなえる
- 現状、解除に向けて、解除後の3つの視点で議論

⑮長泥地区

- 長期間の避難と向き合い、時間軸を定めながら前向きに生活再建・復興を進めていきたい(生活の質の確保)

⑯蕨平地区

- 除染の徹底、土地の共同管理、共同営農など慎重な復興
- 戻らない人への公平な扱い

3. スケジュールと課題

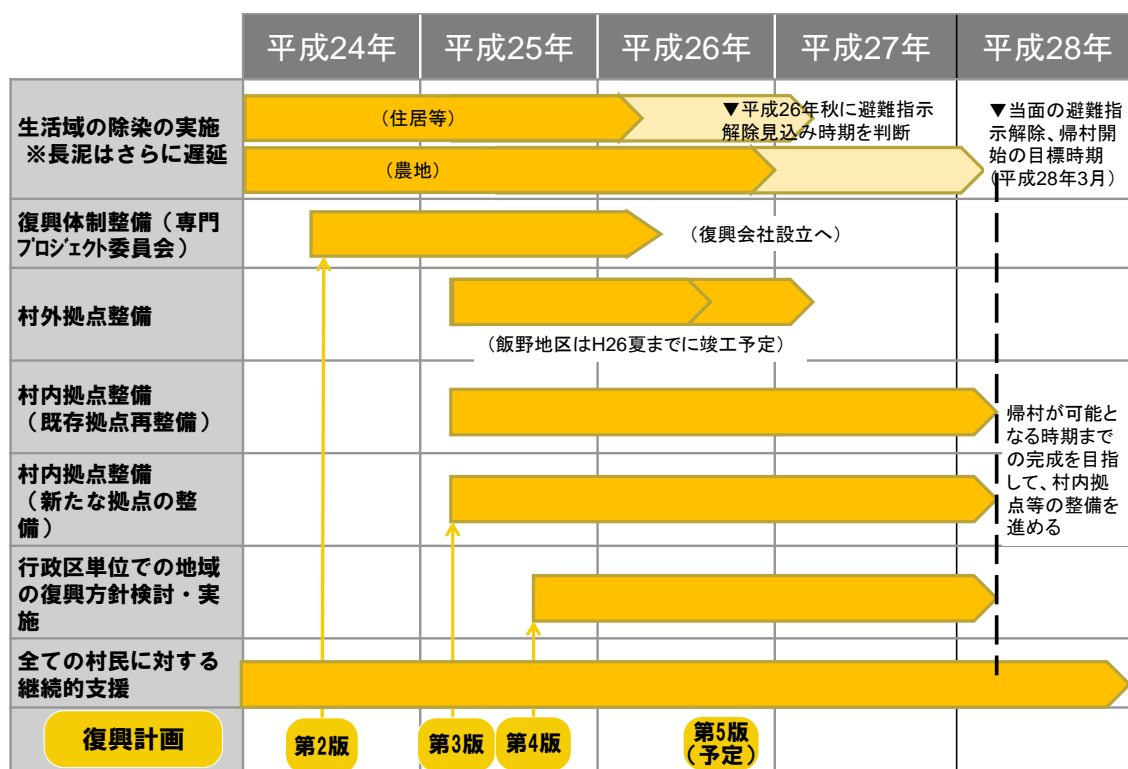
(1) 復興のスケジュール

除染の遅れに伴い、住環境と農地の除染を完了し避難区域解除および帰村宣言を示すことは困難となりそうです。しかしながら一日も早く村に帰りたいたいと考える方も少なくないことから、住環境の除染完了を第1段階として、避難解除に向けた協議を進めます。

具体的には平成28年3月を避難指示解除の当面の目標時期とし、今後生活区域の除染による線量低下を確認し、議会・住民と協議したうえで、平成26年秋時点で避難区域解除の見込み時期を示したいと考えています。

一方、長期特例宿泊制度を活用しながら、これより早期の帰還を希望する方への要望にも答えていきます。

村では、早期に避難区域が解除された地区に戻る人の生活再開と、戻れない地区あるいは戻れる地区でもすぐに戻れない人の生活維持の両方について、支援を続けていきます。



(2) 今後の課題

① 除染の加速と徹底

見直しされた国の除染スケジュールについて、最低でもスケジュールどおり、できれば前倒しでの実施となるよう、国に強く働きかけます。また、多様な手段で除染結果の検証を行っていきます。棚上げとなっている森林の除染やため池の除染についても引き続き国に強く求めていきます。

② 避難環境の改善と帰村環境の整備

長期化している村民の避難環境の改善について、住居の確保や国、東電との補償交渉など可能な限り支援していきます。一方で、避難指示区域解除の見通しも踏まえつつ、公民館はじめ公共施設再開のための整備や、まちづくり、地域づくりに対する行政区との協議を進めていきます。学校については再開時期や今後の施設のあり方について協議し具体的方針を示していきます。

③ 新たな拠点エリアの早期整備

第4版でより詳細化した新たな拠点エリアの計画について、復興特区制度なども活用し、一刻も早い着手を図ります。併せて飯舘の産業復興の核となる復興会社（仮称）の早期設立についても村として進めていきます。

④ 一人ひとりの支援の着実な実施と拡大

第4版で提案した、村民一人ひとりの支援を着実に実施していきます。除染の進捗など状況変化に応じて迅速に対応していきます。

⑤ 行政区支援の継続

第4版で初めて実現した、行政区単位での復興の検討を今後も支援していきます。特に復興のカギとなる営農再開の上で、行政区は重要な役割を持っています。村と行政区、その他関係者で力を合わせて、飯舘村の新しい農業の姿を検討していきます。

